

キャンベル系統的レビュー

2008:12

レビュー初回公表日 2008年8月19日

最新更新日 2008年8月29日

ドメスティック・バイオレンスで有罪宣告を受けた者への裁判所命令による介入

Lynette Feder, David B. Wilson, Sabrina Austin

キャンベル共同計画

書誌

表題： ドメスティック・バイオレンスにおいて有罪宣告を受けた者への裁判所命令による介入

団体： キャンベル共同計画

著者： Feder, Lynette, Ph. D.

Wilson, David B, Ph. D.

Austin, Sabrina, M. S

DOI: 10.4073/csr.2008.12

ページ数：46 ページ (訳注 翻訳版は 47 ページ)

最終更新日：2008 年 8 月 19 日

引用： Feder L, Wilson DB, Austin S. Court-mandated interventions for individuals convicted of domestic violence.

Campbell Systematic Reviews 2008:12

DOI: 10.4073/csr.2008.12

著作権： © Feder et al.

これは、原著者と出典をクレジットすることを条件に、いかなるメディアにおいても無制限の使用・頒布・表示・上演することを許可されたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの帰属条件のもとで配信されるオープンアクセスの論文である。

キーワード：

貢献： 記載なし

支援/助成： スミス・リチャードソン財団 (Smith-Richardson Foundation)

潜在的な利害の対立： リストの最初に挙げられた作者 (Lynette Feder) は、フロリダ州ブロード郡で実施された裁判所命令によるカウンセリングプログラムの有効性を評価している実験の主要研究者であった。

この潜在的な利害対立に最もよく対処するために、このレビューはできるかぎり透明性を高め、ここでレビューした、いずれの事前研究にも関わらなかった共同研究者を含めて作成した。

連絡先： Lynette Feder

Liberal Arts & Sciences

Portland State University

PO Box 751

Portland, Oregon 97207-0751

USA

E-mail: lfeder@pdx.edu

キャンベル系統的レビュー

編集責任者 : Mark W. Lipsey, Vanderbilt University, USA
Arild Bjørndal, Norwegian Knowledge Centre for the Health Services & University of Oslo,
Norway

編集者 : 刑事司法 David B. Wilson, George Mason University, USA

教育 Chad Nye, University of Central Florida, USA

Ralf Schlosser, Northeastern University, USA

社会福祉 Julia Littell, Bryn Mawr College, USA

Geraldine Macdonald, Queen's University, UK & Cochrane Developmental,
Psychosocial and Learning Problems Group

編集担当者 : Karianne Thune Hammerstrøm, The Campbell Collaboration

編集委員会 : 刑事司法 David Weisburd, Hebrew University, Israel & George Mason University, USA
Peter Grabosky, Australian National University, Australia

教育 Carole Torgerson, University of York, UK

社会福祉 Aron Shlonsky, University of Toronto, Canada

方法論 Therese Pigott, Loyola University, USA

Peter Tugwell, University of Ottawa, Canada

キャンベル共同計画 (C2) は、介入研究の系統的レビューが情報を提供し政策やサービスの向上を支援するという原則に基づいて設立された。C2は、系統的レビューの産出過程にあるレビューの著者へ、編集や方法論についてのサポートの提供をする。C2のメンバーである編集委員、図書館司書、方法論研究者、そして外部のピア査読者がこれに貢献している。

キャンベル共同計画

P.O. Box 7004 St. Olavs plass

0130 Oslo, Norway

www.campbellcollaboration.org

ドメスティック・バイオレンスにおいて有罪宣告を受けた者への 裁判所命令による介入

キャンベル共同計画系統的レビュー

Lynette Feder, Ph.D.
Associate Professor

Liberal Arts & Sciences
Portland State University
PO Box 751
Portland, Oregon 97207-0751
USA
lfeder@pdx.edu

David B. Wilson, Ph.D.
Associate Professor
George Mason University
10900 University Blvd., MS 4F4
Manassas, VA 20110
USA
dwilsonb@gmu.edu

Sabrina Austin, M.S.
Criminology, Law & Society
University of California, Irvine
Irvine, CA 92697-7080
USA
seaustin@uci.edu

要約

背景

警察記録や、病院の救急処置室、女性のシェルターの調査研究と分析によって、ドメスティック・バイオレンスの問題の深刻さと、この問題に対処するためのプログラムを見つける必要性が明確となった。今日、裁判所の命令による加害者介入プログラム (BIP) は、米国全土で、この問題に対処する主要な方法の1つとして実施されている。これらのプログラムは女性のシェルター運動から始まったものであり、それゆえ、強いフェミニスト志向性を含んでいた。それらは、典型的には、心理教育の手法を使ったグループ単位で行うプログラムとして発展した。それらの目的は、男性に、自分自身の性差別的な信念について責任を取らせること、そして、怒りの感情に対処するための代替的な反応を教えることで彼らのパートナーを虐待することをやめさせることであった。

目的

この系統的レビューの目的は、通常の法的手続きにより期待される水準以上に、将来の再暴力の可能性を減らすことを目標とした、ドメスティック・バイオレンスの加害者を、対象の全部とした、あるいは、対象の一部とした、逮捕後の裁判所の命令による (審理前のダイバージョン・プログラムを含む) 介入の効果を評価することである。

探索方法

我々は、多くのコンピュータ化されたデータベースとウェブサイトや、関連文献に関する公表されたレビューの参考文献、関連文献の参考文献の細部を探索した。我々が目指したのは、我々の選択基準を満たす、すべての公表および非公表の文献を見出すことであった。

選択基準

我々は、将来のドメスティック・バイオレンス行為に関する、公式報告または被害者による報告を測定した、裁判所命令による加害者介入プログラムに関する、実験的評価あるいは厳格な準実験的評価を含めた。厳格な準実験デザインとは、グループの比較可能性を高めるために、マッチングまたは統計的コントロールを用いているものと定義した。文献における重要性を考慮し、我々は、処遇からの脱落群との比較を用いた厳格な準実験デザインも含めた。

データ収集と分析

我々は、処遇、サンプル、アウトカム、研究手法の特性をコード化した。研究の結果はエフェクトサイズの形式で抽出され、エフェクトサイズは逆分散法を使って分析された。公式な報告によるアウトカムと被害者の報告によるアウトカムは、異なるデザイン (つまり、ランダム化実験、処遇を受けていない者を比較群とする準実験、処遇からの脱落者を比較群とする準実験) ごとに、別々に分析された。

主要な結果

ドメスティック・バイオレンスの、公式報告を用いた実験研究の平均効果は相応の便益があることを示したが、被害者の報告によるアウトカムの平均効果はゼロであった。処遇を受けていない者を比較群とする準実験研究は、一貫しない結果を示し、全体的には小さな悪影響を示した。対照的に、処遇からの脱落者を比較群とするデザインを用いた準実験研究は、ドメスティック・バイオレンスのアウトカムについて、非常に大きな、正（訳注 本稿において「正」とは再犯を減らすという意味で、「負」とは再犯を増やすという意味で用いる）の平均効果を示した。我々は、後者の研究は、選択バイアスの影響を受けていると考えている。

レビューワの結論

この結果は、裁判所命令による加害者介入プログラムが、ドメスティック・バイオレンスで軽罪判決を受けた男性の再暴力を減少させる有効性について、疑問を提起していると考ええる。

概観

ドメスティック・バイオレンスは、結婚している、あるいは、同棲している、現在又は過去、親密なパートナーがいる、成人に関わる暴力行為であると定義付けられる (Goolkasian, 1986)。研究は、この問題が、今日、いかに広がっているかを示している。1998年の警察に報告された犯罪数によれば、親密なパートナー殺人の件数は、国内の全殺人件数のおよそ11%を占めている (Rennison & Welchans, 2000)。全国犯罪被害調査 (NCVS) は、1998年には、現在または過去の配偶者、あるいは、重要な他者によって引き起こされた、暴力犯罪がおおよそ100万件あり、その圧倒的多数(85%)は女性被害者に対するものであることを示している (Rennison & Welchans, 2000)。これらの数字は、ドメスティック・バイオレンス犯罪者に対し、成功裡に介入できるプログラムを見つけ出す重要性を物語っている。

裁判所命令による加害者介入プログラム (BIP) を評価した個々の研究は、それらの有効性について、あまりにも一貫しない結果を提供している。評価研究の第一の波は、高い成功率を一貫して示したが、これらの知見は、おそらく、暴力減少におけるプログラムの実際の有効性よりも、研究の方法論的な欠陥を反映したものであった。その後、より厳密な研究が実施された期間が引き続いた。それ以前の研究とは違い、これらの研究は、暴力減少における裁判所命令の加害者介入プログラムの有効性に対して、一貫しない結果を提示した。これらの一貫しない結果は、おそらく、利用されたアウトカム尺度の違いや、追跡期間の長さの違い、(異なった実施地点で提供された可能性がある追加的プログラムやサービスとは別に) 実行された介入の完全性における違いに加え、それらのプログラムを評価するために使用された研究の方法論の厳格さの違いを反映している。

これまでのところ、ドメスティック・バイオレンス加害者による将来的な暴力の減少に対する、裁判所命令のカウンセリングの有効性を研究した、2つのメタ・アナリシスが実施されている。デイビスとテラー (Davis and Taylor, 1999) は、非等質マッチング群デザインを使用した5件の準実験研究 (彼らは1件の研究を、特異な結果であるとみなして破棄した) と、2件のランダム割付による実験研究を含めた。彼らは、「一握りの準実験と真の実験においては、処遇は有効であり、処遇効果は大きいとする、相当に一貫したエビデンスがある」と結論した (Davis & Taylor, 1999, p. 69)。これらの分析は、実験研究について0.412、準実験研究について

0.416 という平均エフェクトサイズ (d) を見出した。全体を通じて、デイビスとテラーはこの介入にはきわめて大きなエフェクトサイズを見出した。

バブコックと、グリーン、ロビー (Babcock, Green & Robie, 2003) は、彼らの系統的レビューとメタ・アナリシスにおいて、より多くの評価について吟味した。彼らの探索からは、17 件の (処遇修了者が、処遇脱落者ないし、処遇不参加者、処遇不適格者、あるいは、処遇を受けなかったマッチング比較群と比較された) 準実験研究と、5 件の (処遇条件とコントロール条件へのランダム割付による) 実験デザインが得られた。バブコックと彼女の同僚は、「ドメスティック・バイオレンスの再犯に対する、加害者のグループ介入のエフェクトサイズは、『小さい』範囲にある」(Babcock, et al., 2003, p. 1043) と結論した。「臨床家にとっては、これが意味するのは、逮捕・処罰を受けただけの男性と比べ、逮捕・処罰を受けて加害者プログラムに行った男性によって、女性が、再度の暴力を受ける確率は、5%小さいということである」(Babcock, et al., 2004, p. 1004)。

バブコックらの研究は、研究文献の綿密で系統的レビューであった。しかし、研究デザインの厳密さが、実際のところ、処遇の有効性を見出す確率に関連しているなら、彼女らが、すべての (介入前における等質性の立証に失敗したものも含む) 準実験研究をすべて含めたことは、異なる種類の準実験研究ごとにエフェクトサイズを分析しなかったことと合わせて、正の結果を見出す方向に、バイアスをもたらしている可能性がある (Feder & Forde, 2000; Weisburd, Lum, & Petrosino, 2001)。

我々の系統的レビューは、これまでに実施された厳密な研究に基づき、裁判所命令による加害者介入プログラム (審理前のダイバージョン・プログラムを含む) が、再犯率に対し、通常の法的介入の効果以上に与える効果に関する、現存している広範な実証的エビデンスを統合するためにメタ・アナリシスの手続きを用いる。バブコックとその同僚と同じく、公表・未公表にかかわらず、合衆国及びそれ以外のところで実施された、すべての研究を探し出すために、系統的レビューを実施した。さらに、バブコックのように、我々の包含基準を満たす、すべての実験デザインを含めた。バブコックと異なり、我々は準実験研究をすべて含めることはしなかった。すなわち、マッチング群デザインまたは統計的コントロールにより、選択バイアスの問題に対処しているものだけを含めることにした。さらには、我々は、研究デザインの種類という要因が処遇の有効性を見いだすのに与える効果を明らかにするために、研究デザインの特定の種類ごとに、別個に分析を行った。

裁判所命令の加害者プログラムの背景

ドメスティック・バイオレンス加害者の男性に対してカウンセリングを行おうという発想は、被害女性を支援してきた支援者たちが、暴力のサイクルを止めるためには加害者の行動を変えるしかないという理解に達した、女性シェルター運動から、直接的に発展したものである (Feazell, Mayers, and Deschner, 1984)。したがって、これらのプログラムに、フェミニスト的な志向性が大きく取り入れられたことは驚くべきことではない。典型的には、さまざまなプログラムは男性に対して、自分自身の性差別主義的信念に向き合い過去の暴力への責任を認めるよう働きかけると同時に、暴力の代替行動や反応を教える (例えば、怒りのコントロール、アサーティブネス、リラクゼーションの技術やコミュニケーションスキルなど)。

こうしたさまざまな BIP (加害者介入プログラム) の最大の成長は、1980 年代後半に、逮捕を支持する、ドメスティック・バイオレンス法が増加したことによってもたらされた。警察がこうした犯罪による逮捕率を増大させるにつれ、裁判所には、これらの犯罪者に対処してほしいという圧力が高まった。この集団は、処遇プログラムからの脱落率が高いため、裁判所の指示による BIP は、過剰収容のジェイルの代替案として機能すると同時に、処遇へのより高い遵守を確実にする一つの方法と見なされた。

こうした裁判所命令によるプログラムが現れ始めるとすぐに、それらの有効性の評価研究が現れ始めた。この評価研究の第一の波においては、この犯罪者の母集団において、その後の暴力の頻度や深刻さの減少に対して、疑念を抱かせるほど余りにも高い成功率が結果として示された。多くの研究者が、その結果は、暴力の減少に対するプログラムの実際の効果ではなく、むしろ、これらの研究に内在する、方法論的な欠陥を反映していると思われると指摘した (Chen, Bersani, Myers, and Denton, 1989; Ford and Regoli, 1993; Gondolf, 1987)。

さらに最近の厳密な研究では、ドメスティック・バイオレンスの加害者の再犯の減少に対するプログラムの有効性について矛盾した結論が得られた。4 件の準実験マッチング比較群による研究では、裁判所命令の処遇の有効性に関し、統計的有意性の点で、混在した結果が見出された。人口属性と犯罪歴についてマッチングした上で、処遇修了者と処遇脱落者を比較した 2 件の研究では、裁判所命令によってカウンセリングを受けた男性のほうが、再犯をする確率が有意に低いことが見出された (Dutton, 1986; Gondolf, 1998)。もう 1 件の準実験研究では、裁判所命令によるカウンセリングを受けた群と処遇を受けなかった比較群の間に、将来の暴力における違いは見られなかった (Chen et al., 1989)。対照的に、ハーレル (Harrell, 1991) による準実験研究では、裁判所命令のカウンセリングを受けた者の方が、命令を受けなかったドメスティック・バイオレンス加害者のほぼ同等な群よりもむしろ、再犯率が有意に高かったことが見出された。

このような一貫しない結果はまた、裁判所命令の介入に関し実施された、5 件の実験的テストにおいても見出されている。1 件の研究では、裁判所命令のカウンセリングプログラムにランダムに割付けられ男性は、処遇を受けないコントロール群に割りつけられた男性よりも、再犯する確率が低かった (Palmer, Brown, and Barrera, 1992)。もう 1 件の研究では、裁判所命令による 26 週間のカウンセリングプログラムを受けた男性は、8 週間のカウンセリングプログラムや、コントロール条件 (40 時間の社会奉仕活動プログラム) の命令を受けた男性よりも、再犯率が有意に低いことが見出された (Davis, Taylor, and Maxwell, 1999)。しかしながら、3 件の実験では、裁判所命令のカウンセリングプログラムを受けた男性と、保護観察のみを受けた男性 (Ford and Regoli, 1993; Dunford, 2000; Feder and Duggan, 2001) や、命令により、合同療法プログラム (訳注 カップルを対象にする療法) を受けた群、厳重な監視を受けた群、プログラムも監視も受けない群 (Dunford, 2000) に割りつけられた男性との間に、差は見いだされなかった。

地域社会が、ドメスティック・バイオレンスの問題について、より連携のとれた対応を発展させることが求められるにつれて、おそらく裁判所命令による介入は、継続的に増加することになるだろう。将来的な暴力を減少させるに当たっての、プログラムの有効性への理解は、それゆえに、ますます重要となる。

目的

1984 年に、司法長官家族暴力委員会 (Attorney General's Task Force on Family Violence) は、裁判所命令の処遇を、法的な代替処分の一つとして追加することを提言した (U.S. Attorney General's Task Force on Family Violence, 1984)。

それから20年が過ぎた今でも、この分野では、これらのプログラムが、単なる法的な介入（例えば、逮捕、起訴、有罪宣告、短期間の拘置所拘禁、保護観察）よりも、将来の暴力の減少により効果的であるかどうかについては不確実なままである。国立科学アカデミーは「家族暴力の問題の緊急性と規模の大きさゆえに、政策立案者や、サービス提供者、支援者は、政策や実践に情報を与えうる科学的な知識もないままに行動している」と指摘した（Chalk & King, 1998, p. 2）。したがって、この系統的レビューの目的は、ドメスティック・バイオレンスの加害者を、対象の全部とした、あるいは、対象の一部とした、通常の法的手続きにより期待されるレベルを超えて、彼らの将来の再暴力の可能性を減らすことを目的とする、逮捕後の裁判所命令による（審理前のダイバージョン・プログラムを含む）介入の効果を評価することである。さらに、実施された研究デザインの特定の種類ごとの結果を探究することによって、本研究は、アウトカムの知見に対する、方法論的デザインの効果を詳細に調べる。

方法

系統的レビューへの包含基準

研究の種類

実験デザインまたは厳密な準実験デザインのみを用いた研究を含めた。実験デザインは、処遇群とコントロール群へのランダム割付けを用いたものとして定義した。厳密な準実験デザインは、多変量統計手法、または、対象者をマッチングした研究デザインを用いて、実験群とコントロール群における選択バイアスに対処しているデザインとして、操作化した。実験デザインまたは厳密な準実験デザインの両方において、コントロール条件は、「処遇なし」または「通常処遇」でありうる。すなわち、「処遇なし」のコントロール条件には、保護観察やジェイルでの短期拘禁のような通常の法的介入が含まれる。我々は、しかし、(ジェイルや保護観察のいかなる抑止効果を超えて) ドメスティック・バイオレンスを減少させることと目的とする、特別に計画されたカウンセリングや代替プログラムへの送致は含めなかった。研究が、ベースラインにおける差異について統計的な調整を行っていた場合には、コントロール条件として処遇脱落者を用いた準実験デザインも含めた。これらの処遇脱落者研究は別個に分析するが、文献における、これらの研究の重要性ゆえに含めた。結論と考察の項で論じるように、我々は、これらの研究で用いられた選択バイアスの統計的調整は不十分で、結果に上方へのバイアスを与えていると考えている。

介入の種類

逮捕後の裁判所命令の介入には、その対象者の一部ないし全部が加害者であり、本件の被害者またはその他のパートナーに対する、加害者による、将来的な再暴力の可能性を減らすことを目標にしたものを含めた。そのように定義したため、審理前のダイバージョン・プログラムも包含要件を満たした。

参加者の種類

現在あるいは過去の時点で、婚姻、別居、離婚、同棲、交際関係のいずれであったかにかかわらず、異性愛の親密な相手へのドメスティック・バイオレンスを行った、(18歳以上の人として操作化された) 成人の参加者を対象として用いた研究のみを、メタ・アナリシスに含めた。当該研究が基準に合った者を含んでいるかぎり、その研究のサンプルが基準外の者を含んでいたとしても、系統的レビューに含めた。

アウトカム尺度の種類

研究が、本系統的レビューに含まれるためには、介入後、少なくとも6ヶ月以降経った時点で得られた、ドメスティック・バイオレンスの繰り返しに関するアウトカム尺度を使用していなければならない。これは、処遇終了後6ヶ月、すなわち、その者が、自らの裁判所命令を終えた時点からの6ヶ月として定義された。この基準は、処遇終了時点でアウトカムデータを収集した評価研究は、処遇後一定の期間が経った時点でアウトカムを測定した評価研究よりも、有効性を見出しやすいという、ダンフォード (Dunford) の知見に基づいている (Dunford, 2000)。この知見は、処遇終了時点での査定のみに基づく評価は、慎重に扱わなければならないことを示唆している。加えて、レビューに包含されるためには、その研究は、本件の被害者あるいはその他の被害者に対する再暴力に関する、加害者の自己申告以外の、少なくとも1つのアウトカム尺度を含まなければならない。よって、加害者の虐待的行動に関する被害者の報告や、逮捕、訴追、有罪宣告を含む公式尺度をもつ研究を、

レビューに含めた。

態度変化のみに頼った研究は、本メタ・アナリシスには含まなかったことを指摘しておく必要がある。確かに、これらのプログラムのあらゆる正の効果は、態度や、怒りのマネジメント戦略の習得といった、それ以外の変化によって媒介されていると思われる。そうした媒介的なアウトカムにおける変化には勇気づけられるし、これらの変化は、本レビューが吟味しているアウトカムでは感知できない便益をもたらしているかもしれない。しかしながら、これらのプログラムの第一義的な目的はパートナーへの暴力の減少であるので、我々は、この決定的なアウトカムに焦点を当てる。さらに、態度変化は、加害者の自己申告によるものである。態度変化が、社会的な望ましさによるものであれ、その他の知られていない要因によるものであれ、この領域で活動している少なくない数の研究者が、そうした語りを疑う理由を見出している (Edleson & Brygger, 1995; Feder & Duggan, 2002; Tolman & Edleson, 1995)。であるので、継続的な暴力の尺度のみをアウトカムとすることに決定した。

包含されたデータの十分さ

最後に、レビューに含まれるためには、研究は、エフェクトサイズの計算を可能にするのに十分なデータを報告していなければならない。

研究の発見のための検索方法

我々の目標は、我々の包含基準を満たす、1986年~2003年1月までの、合衆国及びその他の場所で行われた、公表および非公表のすべての研究を見出し含めることであった。この目的に向かって、この分野で長年、研究を行ってきた第一著者 (Lynette Feder) は、公表・未公表に関わらず、加害者介入プログラムの有効性に関する、より多くの研究を求めて、多くの研究者を訪ね歩いた。研究チームはまた、コンピュータ化されたデータベースとウェブサイト、関連文献に関する公表レビューの文献一覧と、関連文献の注釈付きの文献一覧の詳細の探索を行った (下記参照)。以下のリストは、何に焦点を当てているかによって、次の四つにグループ化してある。(1) 出版物、(2) 非出版物、(3) 行政機関、(4) ドメスティック・バイオレンス研究の既存のデータベース。これらのデータベースのいくつかは、複数のグループに含まれることに留意しなければならない。すなわち、「出版物」には、Sociological Abstracts, Educational Resources Information Clearinghouse (ERIC)、Criminal Justice Abstracts など、海外及び国内の研究を含む、公表・非公表の文献を含むデータベースが含まれる。検索は、下記のデータベースとウェブサイトを用いて実施された。

(1) 出版物

PsycINFO

ERIC

MEDLINE

Sociological Abstracts

Social Science Citation Index

Lexis Nexis Legal

Lexis Nexis Medical

Social Work Abstracts

Criminal Justice Abstracts

(2) 非出版物

Dissertation Abstracts International

(3) 行政機関

GPO Monthly Catalog (MOCAT)

National Criminal Justice Research Service

UK National Health Service NRR (National Research Register)

(4) ドメスティック・バイオレンス研究の既存のデータベース

Social, Psychological, Criminological and Educational Trials Register (C2-SPECTR)

PsiTri database of randomized and controlled trials in mental health

Babcock and Taillade, 1999

Davis & Taylor, 1999

Babcock, Green & Robie, 2003

検索に使用した用語

我々は、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する、裁判所命令の介入の有効性について実施されたすべての実験研究・準実験研究を検索するために、3つの用語群に分けることができる、25個のキーワードを用いた。必要に応じて、他の派生形を許容しつつ、単語の語根を検索するために「ワイルドカード」を使用した（つまり、例を挙げると、「eval*」という用語は、「evaluation」、「evaluate」、「evaluating」などを拾い上げるのに使用した）。「用語群1」は、主題に関するものである。「用語群2」は、プログラムや評価研究のキーワードを用いた引用を見出すためのものである。最後の「用語群3」は、アウトカムに関連するキーワードである。それぞれの用語群における用語は、ブール演算子「or」（すなわち、用語のうちどれか一つを持つ要旨が選ばれる）によって関連付けられ、そして用語群は、さらに、ブール演算子「and」（すなわち、各用語群において、少なくとも一つの用語を含む要旨が選ばれる）と関連付けられた。得られたリストをより管理しやすくするために、検索対象は、タイトルと要旨に制限した。タイトルないし要旨が期待できそうであれば、その研究全体を抽出してレビューした。各集団内のキーワードは以下のとおりである。

「用語群1」 主題に関する用語

怒りのコントロール (Anger management)

加害 (者・たち) (Batter (er/s))

家庭内の暴行 (Domestic assault)

ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence)

家庭における暴力 (Family violence)

配偶者 (間の・による) 暴力 (Spous(e)al abuse)

身体的暴力 (Physical abuse)

ミネアポリス・モデル (Minneapolis Model)

デュルース (Duluth)

親密なパートナーに対する暴力 (Intimate partner violence)

「用語群2」 プログラムに関する用語

延期 (Defer(ral/ring/rred))

プログラム (Program(s))

処遇・対応・処置 (Treatment(s))

介入 (Intervention(s))

代替 (の) (Diversion(ary))

起訴 (の) (Prosecu(te/tion/torial))

「用語群 3」 アウトカムに関する用語

効果・有効 (性) (Effect(s)/ive/iveness))

研究 (Research(es))

アウトカム (Outcome(s))

評価 (する) (Eval(uation/uations/atin))

実験 (的な) (Experiment(al))

準実験 (的な) (Quasi(-experimental))

ランダム (な) (Random(ly))

比較 (する) (Compar(ison/ing))

マッチング (Match(ed/es/ing))

大学院生のリサーチアシスタントと、第一著者は、タイトルをチェックし、検索過程を通じて識別された研究の要旨を作成した。要件を満たすように思われる研究は、その全体を入手した。意見の不一致がおきた場合は、第二著者 (David Wilson) に相談し、齟齬を解決した。リサーチアシスタントと第一著者は、また、メタ・アナリシスに含むための最終的な適格性を判定するために入手したすべての研究の全文に目を通す責任を負った。同様に、研究の包含に関して不一致や不確かさが生じた場合には、決定をするため、第二著者の意見を求めた。

個別の研究で使用された手法の詳細

個別の研究で用いられた手法は、包含基準に示されている。具体的には、それらの研究は、条件へのランダム割付けによる比較群デザインを用いているか、あるいは、自然発生的なプログラム参加者とそれに類似したプログラム不参加者 (例えば、ドメスティック・バイオレンスによる保護観察対象者) とを比較しているドメスティック・バイオレンス・プログラムは、刑事司法システムの通常の取扱いとして定義される、「処遇なし」条件と比較された。本レビューにおける典型的な研究は、有罪宣告後に、または、有罪宣告を避けたダイバージョン・プロセスを通じて、加害者を、あるいは、(脱落者や不参加者を用いる準実験研究のように) 加害者が自分自身を、実験 (処遇) 条件またはコントロール (通常) 条件に割付けたものである。各研究は、プログラム後の再犯率、すなわち、本件の被害者か新たなパートナーに対する、ドメスティック・バイオレンスの新たな発生を測定している。それらの測定尺度は、公式な逮捕や有罪宣告、暴力の被害者 (例えば、(元) 配偶者、や (元) 恋人など) からの報告を含む。

独立した知見を決定するための基準

知見を「二重に数える」ことを防ぐために2つの方略を用いた。第一に、1つの評価に関する複数の出版物は、統合にあたり1つの研究として扱った。第二に、単一の研究からの複数の知見についてはアウトカム構成概念 (すなわち、公式報告と被害者による報告) ごとに分類し、いずれの分析においても1つの構成概念につき、一つだけの効果を用いた。公式報告のエフェクトサイズについて、複数の効果が入手可能な場合、どの効果を分析に用いるべきかという決定ルールは、観察された効果の大きさと独立したものを用いるというものであった。さらに具体的に言えば、有罪宣告よりも逮捕の尺度を優先し、また、無調整の推定値よりもベースライン時の特徴について調整した推定値を優先した。加えて、より長期間の時間枠 (例えば、6ヶ月ではなく12ヶ月) について報告されたエフェクトサイズを、より短期間の時間枠について報告されたものより優

先した。その論理は、可能な限り行動（ドメスティック・バイオレンス）に近い、公式報告を選択するというものである。つまり、逮捕は、有罪宣告と比べて、刑事司法制度による、より少数の判断しか含んでいない。被害者報告の尺度については、ドメスティック・バイオレンスを測定するすべてのエフェクトサイズを平均して、分析に当たっては合成尺度を用いた。公式報告と同様に、それ以前の時点で測定された同一の構成概念を除いて、より長期間の時間枠の、つまり、よりフォローアップ期間の長いエフェクトサイズを選択して平均した。

研究のコーディング・カテゴリーの詳細

コード化された特定の項目と、それらの項目のカテゴリーは、研究チームが文献との相互作用を通じて開発した。データは、処遇プログラム、参加者、研究手法といった領域の特徴を反映するためにコード化された。加えて、すべての興味あるアウトカムは、それに関連する情報とともにエフェクトサイズとしてコード化された。個々のコード項目は、これらの領域ごとに開発された。コード化された構成概念のリストは以下のとおりである。

- (1) 処遇： 処遇の種類、処遇から脱落した参加者、処遇の質の完全性、処遇期間、処遇環境、処遇提供者、処遇哲学
- (2) 参加者： サンプルの代表性、年齢、地理的な場所
- (3) 研究手法： 条件への割付の性質、割付過程の完全性、研究の損耗（attrition）レベル、条件間の損耗の差異、統計的コントロールの使用、マッチングの使用
- (4) エフェクトサイズ： エフェクトサイズの計算のために必要なデータ（サンプルサイズ、比率、頻度等）、アウトカム尺度の性質、アウトカム尺度の提供源（被害者報告または警察記録）、アウトカム測定のための時間枠

コーディング・プロトコルは、単一の研究について、複数のエフェクトサイズをコードできるようになっている（これによって生じる、非独立性に対処する方法の詳細については、上記を参照）。コーディングは、紙の質問紙に類似した、紙のコーディングシートを用いて行った。データは、分析と保存のため、コンピュータのデータファイルに入力された。コーディング用紙は別添2として示した。

コード化された研究の特徴は、主として、研究の性質の詳細を説明する記述的機能を果たし、エフェクトサイズの調整変数による分析に用いられた。しかしながら、要件を満たす研究が少なかったため、調整変数による分析は実行されなかった。ただし、基本的な研究デザインカテゴリー（すなわち、ランダム化、処遇なしと比較する準実験、処遇脱落者と比較する準実験）ごとのエフェクトサイズは、別々に分析された。

すべての研究について、二人でコード化を行った。どのような齟齬も、第一著者と第二著者によって解決された。

統計的手続きと表記

この系統的レビューでは、標準的なメタ・アナリシスの方法を用いた。さらに具体的に言うと、二値のプログラム効果は、オッズ比タイプのエフェクトサイズとしてコード化された (例えば、再犯か否か)。連続的な種類の尺度で測定された効果 (例えば、被害者の報告による暴力) は、標準化平均差タイプのエフェクトサイズ (d) としてコード化された。知見の提示を容易にするために、すべての結果を、標準化平均差タイプのエフェクトサイズとして提示した。これは、オッズ比を、それと同等の d タイプのエフェクトサイズに変換することによって行った。これは、対数化されたオッズ比の再縮尺というシンプルな変換を用いて行われた (Haselblad & Hedges, 1995)。この変換は、有意水準や均質性統計量などに変化を与えないという点において、結果には影響を及ぼさない。個々の構成概念 (例えば、公式報告や被害者報告) を表わす効果は、別々に分析された。複数の研究の平均エフェクトサイズは、どの特定の構成概念についても、エフェクトサイズの分散の逆数で重みづけすることによって、つまり、分散逆数重みづけ法によって求めた。これらの分析は、デイビッド・B・ウィルソン (David B. Wilson) が作成し、一般に入手可能なツール (<http://mason.gmu.edu/~dwilsonb/ma.html>) によって行った。

質的研究の取扱い

このレビューは、ドメスティック・バイオレンスの分野における、既存の質的調査の統合は行わなかった。

結果

対象研究の特徴

上述の過程により 11,872 件のタイトルと要旨 (重複も含めて) が識別された。57 件の研究については、更に精査するため、全体を入手した。これらのうち、合わせて、4 件の実験研究および 6 件の準実験研究が、適格性基準を満たしていると認定された。基本的な研究デザイン (すなわち、ランダム化、処遇なしを比較群とする準実験、処遇脱落者の比較群とする準実験) と、処遇のタイプ、処遇のセッション数と週数、比較群の性質、サンプルの特徴については、表 1 に報告した。

10 件すべての研究は、北アメリカで実施されたものである。4 件の研究について報告書が入手可能であったが、9 件は査読付きの研究誌で出版されていた (文献一覧を参照)。2 つの情報源のあいだで相反する情報があったときには、通常、詳細なデータを提供している、出版されていない報告書のデータを、メタ・アナリシスのコード化に使用した。

10 件すべての研究は、加害者を対象とした、全員が男性のグループ環境で実施されたもので、心理教育的アプローチないし認知行動的なアプローチ、あるいは、その両方のアプローチを混合したものを評価していた。1 件の研究 (Dunford, 2000) は、そのほか二種の介入もテストしている。一つは、男性加害者をターゲットとはしているが、合同グループで実施された認知行動群、もう一つは、プログラム処遇はないが厳格に監視されている介入群である。2 件の研究 (Chen et al., 1989; Dunford, 2000) を除いたすべての研究において、プログラム介入は、保護観察を伴っていると述べられており、そのうちの 1 件の研究 (Chen et al., 1989) についても、実際にはそうであるように思われた。

処遇の長さは、最短で、2時間の8回セッション (Chen et al., 1989) から、最長で、1年間にわたる32回セッション (Dunford, 2000) までばらついていた。サイヤーズとエーデルソン (Syers and Edleson, 1992) は、処遇の長さに関する情報を提供していない。研究の多くは、処遇のセッションの長さではなく、セッション数や週数について述べている。

コントロール群の性質も研究によって様々であった。ダンフォード (Dunford, 2000) の研究は、コントロール群が、いかなる介入も受けていない点で、もっとも例外的であった。多くの研究 (Feder & Forde, 20001; Gordon & Moriarty, 2003; Harrell, 1991; Palmer et al., 1992) では、コントロール群は保護観察だけを受けていた。デイビスら (Davis et al., 2000) の研究では、コントロール群の対象者は40時間の社会奉仕命令を受けていた。ゴードンとモリアティー (Gordon and Moriarty, 2003) の研究では、保護観察のみのコントロール群と、処遇不参加者と処遇脱落者のコントロール群の両方に対する比較を含んでいた。ジョーンズとゴンドルフ (Jones and Gondolf, 2002) とダットン (Dutton, 1986) もまた、処遇脱落者を比較群とするデザインを用いていた。ダットン (Dutton, 1986) は、処遇不参加者と処遇脱落者だけでなく、処遇から不適格とされた男性を含めていた。処遇不参加者と処遇脱落者はダットンの研究におけるサンプルの84%であるので、以下の分析では、処遇脱落者を比較群とするタイプの研究としてみなした。最後だが、1件の研究 (Syers & Edleson, 1992) は、カウンセリング命令を受けなかったことを除いて、コントロール群が何を受けたかを明示していない。

1件を除いた10件の研究のすべてが、ドメスティック・バイオレンスで起訴されている、あるいは、過去に起訴された一般市民の加害者を対象としていた。1件の例外である、ダンフォード (Dunford, 2000) は、ドメスティック・バイオレンスの事件が立証され、プログラムに送られた、ある海軍基地在住の男性群を用いていた。1件の研究 (Jones & Gondolf, 2002) を除く10件すべての研究は、全員が裁判所命令によって加害者プログラムに参加させられていた男性のサンプルを用いていた。ジョーンズとゴンドルフ (Jones and Gondolf, 2002) の研究は、79%が裁判所命令によるクライアントで、21%が任意によるクライアントからなるサンプルを用いていた。

5件の研究については、一般的なドメスティック・バイオレンス加害者の母集団への、サンプルの一般化可能性は、サンプルへの包含に使用された条件のため、疑わしかった。1件の実験研究 (Palmer et al., 1992) では、サンプルの抽出された管轄区域が大きく、長期の時間枠で実施されたにもかかわらず、結果として得られたサンプルサイズが小さかったことから、包含基準が非常に制限的である疑いがあった。もう1件の実験研究 (Davis et al., 2000) は、サンプルに含めるために、非常に制限的な基準を用いていた。その研究においては、加害者を含む、法廷の作業グループを作りあげているすべての個人が、(もう一つの、非ジェイル代替処分ではなく) この介入に賛成する必要があった。これは、研究者が言及しているように、一般的な加害者集団に通常見出されるよりも、高い動機を持つ加害者の一群を集める結果になった。ダンフォード (Dunford, 2000) の研究では、男性は全員、家族とともに海軍基地に住んでおり、それゆえ、他の加害者サンプルと比べ、同調しないとまずいことになるグループを代表している可能性がある。1件の準実験研究 (Syers & Edleson, 1992) は、初回の警察訪問後、6ヶ月後と12ヶ月後に追跡調査できた男性だけを研究に含めた。この制限によって、より追い込まれた状態にある加害者はその研究に含まれる可能性が低くなった。もう1件の準実験研究 (Jones & Gondolf, 2002) は、4つの実施地点のうち1地点からのデータを除外した。なぜなら、処遇を修了した者の比率が高かったにもかかわらず、その地点の男性はその後の再犯リスクが高いと見なされたからである。

メタ・アナリシスによる研究の統合

エフェクトサイズは、アウトカムの種類 (公式報告と被害者報告) ごと、また、デザインの種類 (実験、処

遇なしと比較する準実験、処遇脱落者と比較する準実験) ごとに、別々に分析した。表 2 は、両方のアウトカムの種類とそれぞれのデザインの種類ごとに、ランダム効果平均エフェクトサイズ、95%信頼区間、均質性統計量 (Q) を示している。以下、それぞれのアウトカムごとに、結果を議論する。

公式報告： 公式報告とは、逮捕に至ることも至らないこともある警察への公式な通報、ないし、ドメスティック・バイオレンスを理由とする実際の逮捕のいずれかである。複数のフォローアップ期間が入手可能な場合には、最も長い期間が選択された。表 2 から読み取れるように、実験 (ランダム化) 研究から得られた、7つの比較を統合した平均エフェクトサイズは 0.26 であった。95%信頼区間は 0.03 から 0.50 ($z=2.23, p=.03$) で、ささやかに再犯を減少させるという知見を示している。図 1 は、それらの実験研究における、再被害化の公式報告に対する、正の効果の一般的なパターンを示している。これらの推定値は、ゼロに近い効果 (デイビスらによる 8 週間プログラム) から、大きな正の効果 (パーマーらによる 10 週間プログラム、デイビスらによる 26 週間プログラム) まで分布している。平均は、再被害化における、正の、小さな減少を示している。この効果は、おおよそ、再犯率の 20%から 13%の減少を示している。しかしながら、研究数の少なさ (4 件) を考慮すると、この推定値の精確さに関しては相当の不確実さが残る。

これらの研究のうちの 1 件の研究の結果が実際に示しているものについては、さらに疑念がある。すなわち、ブルックリン実験は、裁判所命令の処遇の有効性について若干の支持を示している (Davis et al, 2000; Taylor, Davis & Maxwell, 2001) と書かれているが、その結果は期待に反している。彼らの研究が言及しているように、処遇修了率は 26 週間プログラムよりも 8 週間プログラムの方が高かった。けれども処遇効果は、8 週間プログラムに割り当てられた者はほぼゼロに近いエフェクトサイズであったが、26 週間プログラムに割り当てられた者については高かった。この効果の差は、加害者プログラム以外の何かがポジティブな処遇効果をもたらしたことを示唆している。もし加害者プログラムそれ自体が効果的であるのなら、より用量の大きい (訳注 参加率が高いということか) 処遇 (8 週間プログラム) を受けた群のほうが、より良いアウトカムを得たはずである。当時、フェダーと彼女の同僚は、こうした結果は、処遇ではなく、監視 (supervision) が、再暴力率の群差をもたらしたという結論に、より合致していると推測した (Feder & Forde, 2000; Feder & Duggan, 2002)。事実、今や、筆頭研究者は、ブルックリン実験の知見は、加害者プログラムではなく、監視の追加が、3 群における再犯率の差をもたらしていることを示すと見なしている (Davis, personal communication)。にもかかわらず、本メタ・アナリシスは、デイビスのチームによって出版された結果を用いた (Davis et al., 2000)。したがって、これらのプログラムの有効性に関する、もっとも有力な実験的エビデンスは、非常に小さいサンプルサイズ (加害者プログラムの 30 人の男性と、比較条件の 26 人の男性) の研究である、パーマー (Palmer et al., 1992) から来ている。この小さなサンプルサイズは、いささか大きい信頼区間によって明らかかなように、真の処遇効果の推測値を非常に不安定なものにしている。

我々は、また、実験研究をコーディングするにあたり、いくつかのケースにおいて、加害者の集団が限定されていること、すなわち、2 件の研究、つまり、パーマーの研究とデイビスの研究 (表 1 参照) が、一般的なドメスティック・バイオレンスの加害者の集団を反映していないことを指摘した。この差に着目して、公式報告のエフェクトサイズを分析すると、一般的なドメスティック・バイオレンス加害者の集団を用いた研究は、やや小さく、有意でない、全体平均エフェクトサイズ (0.12) (95%信頼区間 [-0.21, 0.44]) を示し、制限されたサンプルによる研究は、より大きい、平均エフェクトサイズ (0.39) (95%信頼区間 [0.10, 0.67]) を示した。これらのサンプルのうちの 1 つ (Palmer et al, 1992) に課された、具体的な限定が完全には明確ではないので、この知見が何を示唆しているかはよく分からない。さらに先述したように、8 週間のプログラムの結果と 26 週間のプログラムの結果のパターンは、自らの研究結果に関するデイビスら自身による再解釈 (Davis et al., 2003) と同様、加害者介入プログラムは効果的であるという仮説と一致していない。

準実験研究は、根本的に異なる 2 種類のデザインを代表している。裁判所により処遇を命じられた加害者と命じられなかった加害者を比較したデザインと、処遇終了者を、脱落者、不参加者、不適格者と比較したデザインである。

それぞれのデザインが推定している効果が異なっているため、これらの2種類のデザインは別々に分析した。表2は、前者のデザイン(処遇を命じられていない群との比較)の平均エフェクトサイズは-0.07で、ゼロから有意に異ならない、小さな負の効果であることを示している。図2に示されているように、これら4件の信頼性の高い準実験研究は、(有意な均質性検定値、Qによって明らかのように)一貫しない結果を示している。裁判所命令を受けなかった群と、裁判所命令を受けた群を比較して、1件の研究は相応の大きさの正の便益、1件の研究は小さな正の便益、2件の研究は負の効果を見出している。これらの推定値は、ベースラインにおける差について統計的に調整されているが、グループ間の重要な差のすべてが考慮されたとは考えにくい。その合成効果または平均効果は、小さな負の効果から小さな正の効果までにわたる範囲に存在すると考えられる。

2種類目の準実験デザインは、裁判所命令による処遇プログラムを終了した加害者と、命令されたにもかかわらず、処遇に不適格であったか、まったく参加しなかったか、脱落した加害者を比較したものである。このデザインによる3件の研究は、正の有意な効果を一貫して見出した。すなわち、ドメスティック・バイオレンスの処遇を命じられプログラムを終了した加害者のほうが、命じられたもののプログラムを終了しなかった加害者よりも、再犯する比率が大幅に低かった。残念なことに、処遇への出席は、他の重要な変数と交絡しているおそれがあるために、この差を処遇の影響だけに帰することはできない。つまり、処遇に出席し終了した者はおそらく、司法上の命令された処遇プログラムを終了しなかった者に比べて、変わろうという動機づけが高いか、あるいは、これ以上刑事司法に関わることをおそれている可能性があるからである。とすると、再犯率の違いは、介入以前の、グループ間の差に帰することができる。換言すれば、処遇の未終了と再犯と間に見出された関係は、擬似的なもので、他の観測されていない変数のためである可能性がある。

被害者が報告するアウトカム： 公式尺度に関する懸念は、そうした尺度は、現在生じている暴力の量や深刻さを正確には反映していない可能性があることである。研究は、公式報告は、虐待のごく一部しか捉えていないことを一貫して示している (Dutton, 1988; Straus, 1991; Tjaden & Thoennes, 2000)。であるので、被害者は、加害者の継続した虐待の情報に関する、最適な情報源とみなされる。この前提に立ち、被害者による虐待の報告に基づく、これらのプログラムの効果についての研究から得た7つの推定値に注意を払う。4件の実験研究のうち3件の研究は、標準化されたCTS (Conflict Tactics Scale: 葛藤戦略尺度)か、修正されたCTS2 (Straus, Hamby, Boney-McCoy, & Sugarman, 1996)を用いて、パートナーの虐待的行為に関する被害者の報告を測定した。準実験研究のうち1件もまた、CTSに類似した尺度を用いて、パートナーの虐待的行為に関する、被害者の報告を測定した。分析するために、我々は、すべての報告された下位尺度をコード化し、サンプルの最も大きな部分に基づいて、我々がたった一つのアウトカムを選んだハーレル (Harrell, 1991)の研究を除き、処遇群と比較群の一つ一つの対比について、複数のエフェクトサイズを平均した。その結果、表2と図4で用いられたエフェクトサイズは、比較の便のため、CTSとCTS2のすべての下位尺度にわたる平均効果を示している。表2に見られるように、実験デザインを用いた研究における被害者報告の平均エフェクトサイズは、ゼロに近く統計的に有意ではなかった。準実験研究におけるエフェクトサイズは、これまた統計的には有意ではなかったが小さな負の処遇効果を示した。効果の分布は図4に示した。これらの効果のうち3件は正で、4件は負で、いずれも統計的に有意ではなかった。それゆえに、女性の親密なパートナーによる報告に基づくアウトカム尺度と、より信頼できる準実験研究は、再犯の公式尺度を用いた実験研究において見出された、処遇の、小さなしかし正の便益という知見を再現できなかった。

考察

本系統的レビューは、10件の、実験研究および準実験研究に基づいている。実験研究は、軽罪のドメスティック・バイオレンスの罪状に直面している、あるいは、すでに有罪宣告を受けた男性に対し、加害者介入プ

プログラムを命令づけることの効果を、処遇なし、あるいは、通常処遇によるアプローチと比較して検討した。準実験研究のうち2件では、裁判所命令でカウンセリングを受けた男性と、命令を受けなかった男性を比較し (Syers & Edleson, 1992; Harrell, 1991)、また2件の研究では、裁判所命令を受けて処遇を終了した男性と、終了しなかった男性を比較し (Dutton, 1986; Snow and Gondolf, 2002)、そして1件は、この二つの比較を含んでいた (Gordon and Moriarty, 2003)。評価されたプログラムはすべて、心理教育的で、フェミニスト志向で、認知行動的アプローチを用いていた。

我々のメタ・アナリシスから得られたエビデンスは一貫していない。実験研究における公式報告からは、加害者プログラムに相応の便益をもつことが支持されるが、しかしこの効果は、一般的な加害者の集団を用いた研究のみを見ると、小さく (そして非有意に) なる。加えて、この効果は、被害者報告による尺度を分析した場合には見られない。処遇なしを比較として用いた準実験研究もまた、公式報告で測定した場合には、暴力減少における正の処遇効果を見つけることができない。最後に、処遇から拒否された、あるいは、処遇を拒否した、男性を用いた準実験研究が、唯一、再犯の減少において、一貫して、大きな正の有意な効果を示している。

我々がこれらの10件の研究について深刻な懸念を抱えていることを指摘しておかなければならない。4つの主な懸念のうち第1は、これらの知見が、有罪宣告を受けた加害者の母集団に一般化可能であるのかという疑問である。第2に、継続的な虐待の測定のための公式記録の使用には、固有の潜在的なバイアスがあると信じている。第3に、被害者による報告は、それらの研究における低い報告率の影響を被っているので、研究から推定されるエフェクトサイズの妥当性についての懸念が生じる。そして最後に、処遇修了者と、不適格者や、不参加者、脱落者を比較した準実験研究の妥当性に疑問がある。これら各々の懸念について、下記のとおり検討する。

一般化可能性の問題： 我々は、2件の研究 (Davis et al., 2000; Palmer et al., 1992) は、一般的な加害者集団への、知見の一般化可能性を減少させるような、制限されたサンプルを用いていると判断した。加害者プログラムに誰が含まれるかを制限しない研究のほうが、おそらく、有罪宣告を受けた「典型的な」加害者を、よりよく代表している。我々の分析では、後者の研究のほうが、制限されたサンプルを使用した研究よりも、ドメスティック・バイオレンスの公式報告について、全体として、より小さな平均エフェクトサイズを示している。重要なのは、より代表的な研究の平均効果は統計的に有意ではなく、このことは、図1に見られる全体として正の知見が、部分的には、制限的な (おそらく、より動機付けが高いか、おそらく「上質の」) 加害者サンプルによってもたらされた可能性を示している。これは、加害者介入プログラムは、加害者の中から選ばれた (おそらくより動機付けが高い) 部分集団に対しては有効であることを示しているように思われる。この問題に関するエビデンスは、次に挙げる2つの理由で、弱体である。(1) 我々は異なる研究における対象者の、動機のレベルを実際には知らない。(2) デイビスら (Davis et al.) の研究は、同じ介入を受けた、プログラムが展開された週数においてのみ異なる、2つの同様に動機付けられた群について、矛盾した結果を得ている。よって、我々は、この問題について、強い結論を導くのに十分なデータはないと考える。

公式報告への過度の依存という問題： これらすべての研究における公式尺度に大きな依存もまた、きわめて問題がある。公式尺度は、苦情を届け出たい、あるいは、警察に電話をしたいという、被害者の意欲に依存している。このことは、(処遇なしのコントロール群への割付けに比べると) 裁判所命令による処遇への割付けが、将来、虐待があった際に、刑事司法職員に連絡しようとする、被害者の意欲に対して、異なる影響を与える可能性を高めることになる (Cook and Campbell (1979)はこのことを道具化効果 (instrumentation effect) と呼ぶ)。被害者は、パートナーの暴力を、さまざまな理由で報告しない可能性がある。これには、被害者が、男性の継続的な虐待を報告するリスクを犯して彼がジェイルに行くのを見るよりも、ゆくゆくは彼の暴力的な行動が変化すると信じて処遇を継続して受けてもらうことを好む可能性が含まれる。あるいは、被害者は、結局は、自分が費用の支払いをしなければならぬので、処遇を命令するという形で、彼女の人生に、刑事司法制度が侵入することに反感にもっているのかも

しれない。ほとんどのプログラムは、加害者に、処遇の費用を支払うことを義務付けており、結局、それは、家族が、処遇の費用を支払うことを意味している (Zorza, 2003)。もし、被害者が、その処遇が無効であると見なしているなら、彼女は、制度に対して批判的・懐疑的になり、将来、虐待が起きて報告する際に、協力的にならないようになるであろう。我々は、こうしたことが起きているという、実証的エビデンスを持たないが、被害者の行動に関する公式報告への依存は、処遇条件と比較条件の、加害者の間で見出された異なった比率が、真の処遇効果ではなく、測定の人為的な結果の反映である可能性をもたらす。この可能性は、これらの研究で得られた異なる知見が、アウトカム尺度として、公式報告または被害者報告のいずれが使用されているかに依存していることによって強化されている。

被害者報告率の低さという問題： これらの研究の多くにおける、被害者の高い損耗率もまた、ひとつの懸念材料である。被害者は、通常、加害者の継続的な暴力に関する最善の情報源として見られている。被害者が回答の秘密が守られることを確信しているならば、Conflict Tactics Scale のような標準化された尺度による、暴力の被害者報告が、継続的な暴力の公式報告に関して提起されたような諸問題に影響される可能性は小さい。残念なことに、これらの研究において、被害者が追跡調査に答える比率は低く、これらのプログラムの有効性 (あるいは無効性) を確定するに当たっての、これらの研究の有用性を著しく損なう。

図4に示されたエフェクトサイズについての、被害者報告の損耗は、ダンフォード (Dunford, 2000b) の研究では約30%、デイビスら (Davis et al. 2000) の研究では約50%、フェダーとドューガン (Feder and Dugan, 2002) の研究で約80%、ハーレル (Harrell, 1991) の研究では59%であった。高い損耗率は、フォローアップ中に失われた、処遇群の被害者と、フォローアップ中に失われたコントロール群の被害者が、重要な点で異なっている可能性を示唆している。したがって、被害者報告尺度について効果が見られないのは、プログラムに本当に効果がないということの反映であるかもしれないし、あるいは、正ないし負の効果が、群間で異なる損耗率によって隠されている反映であるかもしれない。

高率の被害者損耗の問題は、フォローアップにおいて、ドメスティック・バイオレンスの、一定の被害者が、他の被害者よりも失われやすいことを示す研究を踏まえると、重大である。この研究は、フォローアップ研究において保持することが困難なドメスティック・バイオレンスの女性被害者は、追い込まれた状態にあるとともにより頻繁で深刻な暴力を受けている人たちであることを強く示唆している (Sullivan, Rumpitz, Campbell, Eby and Davidson, 1996)。追い込まれた状態にある男性のほうが、裁判所命令の処遇に従わず、パートナーへの暴力を継続する傾向が高いことを示す研究もある (Feder & Dugan, 2002)。もし我々が、追い込まれた状態にある女性のほうが、追い込まれた状態にある男性のパートナーである傾向が高いと仮定できるのなら、これらの配偶者暴力を減らすプログラムの有効性を評価するときには、より高率の被害者と接触を維持する必要性がいつそう明らかとなる。このことは、いくつかの研究が、加害者が規範に同調したほうが得である程度に関連している要因が、介入が、以降の暴力の減少を成功させる見込みと関連していることを示しているので、重要であろう (Berk, Campbell, Klap and Western, 1992; Sherman, 1992)。最善の場合でも、この損耗は、被害者の報告したアウトカムから得られた知見を、ドメスティック・バイオレンス加害者の一部に一般化しうる可能性を減らすであろう。最悪の場合には、追い込まれた状態にある女性が、処遇群とコントロール群から異なる形で損耗している場合には、知見に偏りがもたらされる。

処遇脱落者を比較対象として用いることの妥当性の問題： 最後に、我々は、たとえ、いったん、統計的コントロールが行われたとしても、コントロール群として、処遇脱落者を用いることで生じる困難さを指摘する。この種の研究デザインには、具体的には、2つの問題が生じている。1つは、評価されテストされている構成概念に関する問題であり、もう1つは、当初の群差を調整するための統計モデルの適切さに関する問題である。第1に、これらの研究は、単なる裁判所命令を超えて、加害者介入プログラムへの完全な参加の効果を評価しようとしている。言い換えれば、それは、「加害者介入への裁判所命令を受けた男性の中で、プログラムに出席し修了することを選んだ者は、そうしなかった者よりも、結果がよいのか」という問いへの答えを求めている。これは、プログラムの提

供者や開発者にとっては関心事であるだろうが、そのような処遇を命令する政策の作用としてドメスティック・バイオレンスが減少するののかという、より広い問題には答えていない。すなわち、「裁判所命令の加害者介入プログラムは、加害者の再犯確率を減らすのか」ということである。後者の問いについて答えることは、裁判所命令によるドメスティック・バイオレンスへの介入が、社会にとって有益であるかどうかを知るに当たって決定的に重要である。

第2に、これらの研究が、母集団とこの問題の性質を前提にすると大きな処遇効果を見出したことは、処遇を修了した男性は、しなかった男性よりも、明らかに再犯率が低いことを示している。疑問となるのは、この実証的知見についてどのように判断するかである。これらの研究で用いられた統計モデルは、群間に見られる、選択による差異を調整しようと試みている。しかしながら、不偏推定値を得るためには、これらのモデルは、選択プロセス、すなわち、ある者が処遇に参加し別の者は参加しなかった理由を完全に説明する必要がある。我々は、これらの方程式が、選択プロセスを適切にモデリングしているとは信じていない。処遇への動機付けなど、潜在的に重要な変数は含まれていなかった。正の処遇効果の推定値は、動機付けの高い加害者にとっては、処遇が効果的であることを示している可能性があるが、我々は、これらの準実験研究において、命令を受けず処遇を受けなかった、動機づけの高い加害者との比較を一切もたないで、そのように結論付けることはできない。同程度にもっともらしいのは、これらの知見は、命令された処遇を修了した加害者の一部が、処遇を受けようとも受けまいとも再犯の可能性が小さい（つまり、これらのプログラムが、どのような処遇を受けようとも、再犯を最もしやうにない「上質の」加害者を含んでいる）ことの単純な反映であるかもしれない。

我々の知見は、バブコックら (Babcock, et al, 2004) のそれとはいくぶん違っている。彼らは、メタ・アナリシスに基いて、これらのプログラムは、暴力的な行動に対して、小さな正の効果を持つと結論付けた。それぞれのメタ・アナリシスには、用いた手法に関し、異なる結論を説明しうる、いくつかの相違がある。第1に、バブコックらは、処遇脱落者を用いたデザインを、その他の準実験デザインと区別して分析していないので、平均エフェクトサイズに潜在的に上方へのバイアスを与えている（上記で詳述したとおり）。実験研究だけを見るのであれば、両者のメタ・アナリシスによる結果は、かなり一致している。バブコックらは、公式報告を用いたときのエフェクトサイズを0.12（固定効果95%信頼区間 [0.02, 0.22]）と報告した。これは、実験研究に基づいた公式報告についての、我々の全体的な平均エフェクトサイズよりやや小さいが、代表的なサンプルを用いた研究から得られた我々の推定値と一致している。同様に、バブコックとステイナー (Babcock and Steiner) は、被害者報告のアウトカムについて、0.09という処遇効果（固定効果95%信頼区間 [0.02, 0.21]）を示している。これは、我々の推定値（0.01）よりわずかに高いが、いずれも、統計的に有意ではない。

レビューワの結論

これらのメタ・アナリシスからの知見は、上記の問題点と合わせ、これらのプログラムの価値についての疑問を提起している。さらなる研究が必要ではあるが、このメタ・アナリシスは、軽罪のドメスティック・バイオレンスの加害者に対する裁判所命令の処遇が、将来の再暴力を減少させることに対し、強い支持を提供していない。

実務に対する含意

他者の人生への介入はリスクを伴う取組みである。社会的な介入に参加している個人が、法廷によって、参加するよう命令されているときにはとりわけそうである。であるので、我々が助けようとしている人たちの人生を、うかつにも悪化させないのは、我々の義務である。現時点で、既存のエビデンスは、これらのプログラムが、実際に、有用であって危害がないということを保証できていない。

「ドメスティック・バイオレンスの処遇については、非常に大きな、緊急性と不安がある——間違いなくそのとおりである。やはり、女性とその子どもの身体的、情緒的な安全を守ることは最優先事項である。その結果として、臨床家は、暴力を停止させ防止するために、迅速かつ断固たる態度で「何かをする」という第一義的な義務を感じている」(Jennings, 1987, p. 204) ことは間違いがない。しかし、上記のレビューが示しているように、何かをすることが助けになるとは限らない。マッコード (McCord) が賢明に指摘しているように、「社会プログラムについて、便益だけではなく潜在的な危害の評価、有効性だけではなく安全性の評価をしない限り、どの社会プログラムを使用するかは、危険な当て推量であり続ける」(McCord, 2003, p. 16)。我々が方向を決めることを助けてくれる厳密な研究によって導かれなければならないことは明らかである。

裁判所命令による加害者介入プログラムの有効性を確定するためには、よりよい研究が必要である一方、本メタ・アナリシスによる結果は、これらのプログラムが有効であることが見出されるであろうという確信を提供していない。したがって、刑事司法制度は、ドメスティック・バイオレンスの問題に対処するためには、ほかのタイプの介入に目を向けることが有益であるだろう。ただし、これらの介入は、その最大限の効果を知らず、厳密な評価と結びつけられていなければならない。言い換えれば、我々は、バークやその同僚 (Berk, Boruch, Chambers, Rossi & Witte, 1985) がほぼ 20 年前に提言したように、親密なパートナーに対する暴力行為が突き付ける挑戦に応ずることができる効果的なプログラムを見出すための好ましい道筋として、実験デザインによるパイロット研究を用いることを勧める。資源の限られている今日においてはそのような道筋は、とりわけ分別があるだろう。それ以上に、そもそも、被害者と納税者は、そのようなエビデンスに基づく意思決定の恩恵を受ける資格がある。

残念ながら、我々がここで提言していることは、今日の多くの司法管轄区域において可能ではない。というのは、そうした管轄区域における法令が、デュルース・モデル (Duluth Model) に基づいている場合には典型的に、ドメスティック・バイオレンスの有罪宣告を受けると、加害者は、加害者介入プログラムへの参加を命じられるよう定めているからである (Babcock & Taillade, 2000)。その結果、判事や検事、保護観察官は、加害者処遇プログラムの有効性について重大な懸念を持っているにもかかわらず、加害者をこうした処遇プログラムに送り続けている。そして、少なくとも今日デザインされ実行されている加害者介入プログラムは、有効ではないというエビデンスが積み上がっているにもかかわらず、代替プログラムを実施することもテストすることも不可能である。

研究に対する含意

本研究の統合から生じた研究に対する含意は、裁判所命令による加害者介入プログラムの有効性をより明確に解読するためには、さらなる実験を実施する必要があるということである。もし我々が、変化を命令する法廷の能力を

訳 山中多民子 (DV・虐待予防研究会)

テストするのなら、これらの将来的な実験は、加害者のサンプルが、選択された一部の加害者ではなく、より大きな有罪宣告の加害者の母集団を代表していることを保障しなければならない。加えて、これらの研究は、この裁判所介入による、正ないし負の影響をさらに明らかにするためには、被害者を高率のまま保持し続けることが重要であることに注意しなければならない。最後に、今後の研究は、これらの研究に用いられた公式報告と被害者報告の尺度の妥当性と信頼性と、これらが処遇への割付けによってどのように影響されうるかについて、さらに深く理解することが求められる。

レビュー更新の計画

二人の主要な著者は、もし必要ならば3年おきにレビューを更新する責任を持つ。

謝辞

我々は、このプロジェクトを支援してくれたスミスーリチャードソン基金に心からの感謝を述べる。

潜在的な利害の対立

リストの最初に挙げられた著者 (Lynette Feder) は、フロリダ州ブロード群において実施された、裁判所命令によるカウンセリングプログラムの有効性を評価する実験の筆頭研究者であった。潜在的な利害の対立にもっともよく対処するために、本レビューは可能な限り透明に行われ、本レビューが対象とする過去の研究のいずれにもかかわっていない共著者を含めた。

参考文献

このレビューに含まれた研究

Chen, H, Bersani, C., Myers, S., & Denton, R. (1989). Evaluating the effectiveness of a court sponsored treatment program. *Journal of Family Violence, 4*, 309-322.

Davis, R. C., Taylor, B. G., & Maxwell, C. D. (2000). *Does batterer treatment reduce violence? A randomized experiment in Brooklyn*. Washington, DC: National Institute of Justice.

- Dunford, F. W. (2000). The San Diego Navy experiment: An assessment of interventions for men who assault their wives. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 68, 468-476.
- Dutton, D. (1986). The outcome of court-mandated treatment for wife assault: A quasi-experimental evaluation. *Violence and Victims*, 1(3), 163-175.
- Feder, L. & Forde, D. (2000). *A test of the efficacy of court-mandated counseling for domestic violence offenders: The Broward Experiment* (Final report, Grant NIJ-96-WT-NX-0008). Washington, DC: National Institute of Justice.
- Feder, L. & Dugan, L. (2002). A test of the efficacy of court mandated counseling for domestic violence offenders: The Broward Experiment. *Justice Quarterly*, 19(2), 343-375.
- Gordon, J. A. & Moriarty, L. J. (2003). The effects of domestic violence batterer treatment on domestic violence batterer treatment on domestic violence recidivism. *Criminal Justice and Behavior*, 30(1), 118-134.
- Harrell, A. (1991). *Evaluation of court-ordered treatment for domestic violence offenders* (Final report). Washington, D.C.: National Institute of Justice.
- Jones, A. S. & Gondolf, E. W. (2002). Assessing the effect of batterer program completion on reassault: An instrumental variables analysis. *Journal of Quantitative Criminology*, 18(1), 71-98.
- Palmer, S., Brown, R., & Barrera, M. (1992). Group treatment program for abusive husbands: Long-term evaluation. *American Journal of Orthopsychiatry*, 62(2), 276-283.
- Syers, M. & Edleson, J. (1992). The combined effects of coordinated criminal justice intervention in woman abuse. *Journal of Interpersonal Violence*, 7, 490-502.

このレビューから除外された研究

- Alaska Judicial Council (1999). *Evaluation of Pilot Program for Misdemeanor Domestic Violence Offenders* (Final Report). [city, state:] Author.
- American Medical Association (1995). *A coordinated approach to reducing family violence: conference highlights*. [city, state: publisher].
- Aubertin, N., & Laporte, P. (1999). Contrecoups: A program of therapy for spousal and family violence. *Forum on Corrections Research*, 11(1), 3-5.
- Babcock, J., & Steiner, R. (1999). The relationship between treatment, incarceration, and recidivism of battering: A program evaluation of Seattle's coordinated community response to domestic violence. *Journal of Family Psychology*, 13(1), 46-59.
- Barrera, M. E., Palmer, S. E., Brown, R. A., & Kalher, S. (1994). Characteristics of court-involved and non-court-involved men who abuse their wives. *Journal of Family Violence*, 9(4), 333-345.
- Dobash, R., Dobash, R., Cavanagh, K., & Lewis R. (1996). *Re-education Programmes for violent men: an evaluation*. Edinburgh: HMSO
- Dobash, R., Dobash, R., Cavanagh, K., et al. (1996). Research evaluation of programmes for violent men. In Dobash R., et al. (Eds.), *Changing violent men*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications
- Dobash, R. P., Dobash, R. E., Cavanaugh, K., & Lewis, R. (1999). A Research Evaluation of British Programmes for Violent Men. *Journal of Social Policy*, 28(2), 205-233.
- Dobash, R. E., & Dobash, R. P. (2000). Evaluating criminal justice interventions for domestic violence. *Crime and Delinquency*, 46(2), 252-270.
- Dobash, R. P., Dobash, R. E., Cavanagh, K., & Lewis, R. (2000). Confronting violent men. In J. Hanmer, & C. Itzin (Eds.), *Home truths about domestic violence: Feminist influences on policy and practice a reader* (pp. 289-309). London, Routledge.
- Dutton, D., Bodnarchuk, M., Kropp, R., Hart, S., & Ogloff, J. (1997). Wife assault treatment and criminal recidivism: An 11

- year follow-up. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 41(1), 9-23.
- Edleson, J. L., & Grusznski, R. J. (1988). Treating men who batter: Four years of outcome data from the Domestic Abuse Project. *Journal of Social Science Research*, 12(1-2), 3-22.
- Flournoy, P. (1993). A comparison of groups for men who batter. (Doctoral dissertation, Washington State University) *Dissertation Abstracts International: Section B: the Sciences & Engineering*, 61(9-B), 4989.
- Ford, D. A. (1991). Preventing and provoking wife battery through criminal sanctioning: A look at the risks. In D. D. Knudsen, & J. L. Miller (Eds.), *Abused and battered: Social and legal responses of family violence. Social Institutions and social change* (pp. 191-209). New York, NY: Aldine de Gruyter.
- Ford, D., & Regoli, M. (1992). The preventative impacts of policies for prosecuting wife batterers. In E. S. Buzawa, & C. G. Buzawa (Eds.), *Domestic violence: The changing CJ response* (pp. 181-208). Dover, MA: Auburn House.
- Ford, D., & Regoli, M. (1993). *The Indianapolis domestic violence prosecution experiment* (Final Report). Rockville, MD: National Institute of Mental Health. (NIMH #15161-13)
- Ford, D., & Regoli, M. (1993). The Criminal Prosecution of Wife Assaulters: Process, Problems & Effects. In Z. Hilton (Ed.), *Legal responses to wife assault: Current trends and evaluation*. Newbury Park: Sage Publications.
- Gamache, D., Edleson, J., & Schock, M. (1988). Coordinated police, judicial, and social service response to woman battering: A multiple-baseline evaluation across three communities. In G. Hotaling, & D. Finkelhor, et al. (Eds.), *Coping with family violence: Research and policy perspectives* (pp. 193-209). Newbury Park: Sage Publications.
- Goldkamp, J., Weiland, D., Collins, M. et al. (1996). *The role of drug and alcohol abuse in domestic violence and its treatment: Dade County's Domestic Violence Court Experiment* (Final Report). Washington, DC: National Institute of Justice. (NCJRS #163410)
- Gondolf, E. W., & Jones, A. S. (2001). The program effect of batterer programs in three cities. *Violence and Victims*, 16(6), 693-704.
- Gondolf, E. W. (2000). A 30-month follow-up of court referred batterers in four cities. *International Journal of Offender Therapy & Comparative Criminology*, 44 (1), 111-128.
- Gondolf, E. W. (1999). A comparison of four batterer intervention systems: Do court referral, program length, and services matter? *Journal of Interpersonal Violence*. 14(1) Jan, 41-61.
- Gondolf, E. W. (1988). How some men stop their abuse: An explanatory programs evaluation. In G. T. Hotaling, & D. Finkelhor, et al. (Eds.), *Coping with family violence: Research and policy perspectives* (pp. 129-144). Newbury Park: Sage Publications
- Gondolf, E. W. (1997). Patterns of Reassault in batterer programs. *Violence and Victims*, 12(4), 373-387.
- Hamberger, K., Hastings, J. (1988). Skills training for treatment of spouse abusers: An outcome study. *Journal of Family Violence*, 3(2), 121-1130.
- Hamm, M., & Kite, J. (1991). The role of offender rehabilitation in family violence policy: the Batterers Anonymous Experiment. *Criminal Justice Review*, 16(2), 227-248.
- Heckert, D. A., & Gondolf, E. W. (2000). The effect of perceptions of sanctions on batterer program outcomes. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 37(4), 369-391.
- Jolin, A., Feyerherm, W., Fountain, R., & Friedman, S. (1998). *Beyond arrest: The Portland, Oregon Domestic Violence Experiment* (Final Report). Washington, DC: U.S. Department of Justice. (NCJRS #179968)
- Kistenmacher, B. R. (2001). Motivational Interviewing as a mechanism for change in men who batter: a randomized controlled trial. (Doctoral dissertation, University of Oregon) *Dissertation Abstracts International: Section B: the Sciences & Engineering*, 61(9-B). 4989.
- Krmpotich, S., & Eckberg, D. (2000). *Domestic assault program evaluation: Final (2-year) results*. Minneapolis, Hennepin County Department of Community Corrections.
- Ley, D.J. (2001). Effectiveness of a court-ordered domestic violence treatment program: a clinical utility study. (Doctoral dissertation, University of New Mexico). *Dissertation Abstracts International: Section B: the Sciences & Engineering*,

- 62(4-B). 2056.
- Morrell, T., Elliott, J., Murphy, C., & Taft, C. (2003). Cognitive behavioral and supportive group treatment for partner-violent men. *Behavior Therapy, 34*, 77-95.
- Murphy, C. M., Musser, P. H., & Maton, K. I. (1998). Coordinated community intervention for domestic abusers: Intervention system involvement and criminal recidivism. *Journal of Family Violence, 13*(3), 263-284.
- National Institute of Justice. (1998). *Legal interventions in family violence: research findings and policy implications*. Washington, U.S. Department of Justice.
- Healey, K. and Smith, C. (1998). Batterer programs: what criminal justice agencies need to know. Washington: U.S. Department of Justice.
- Newell, R. G. (1994). The effectiveness of court-mandated counseling for domestic violence: An outcome study. (Doctoral dissertation, University of Toledo. *Dissertation Abstracts International: Section A: the Sciences & Engineering, 55*(05), 1193.
- Pellegrini, K. L. (1999). Analysis of a violence intervention program: Population, treatment compliance, and recidivism. (Doctoral dissertation, George Fox University) *Dissertation Abstracts International: Section B: the Sciences & Engineering, 60*(10-B), 5231.
- Petrik, N., Gildersleeve-High, L., McEllistrem, J. (1994). The reduction of male abusiveness as a result of treatment: reality or myth? *Journal of Family Violence, 9*, 307-316.
- Petrucci, C. J. (2002) A qualitative & quantitative analysis of a specialized DV court that utilizes therapeutic jurisprudence. (Doctoral dissertation, University of California, Los Angeles.
- Taft, C., Murphy, C., Elliot, J. & Morrell, T. (2001). Attendance-enhancing procedures in group counseling for domestic abuse. *Journal of Consulting Psychology, 48*(1), 51-60.
- Taylor, B., Davis, R., Maxwell, C. (2001). The effects of a group batterer treatment program: A randomized experiment in Brooklyn. *Justice Quarterly, 18*(1), 171-201.
- Tolman, R. M., Bhosley, G. (1991). The outcome of participation in a shelter- sponsored program for men who batter. In D. D. Knudsen, & J. L. Miller (Eds.), *Abused and Battered: Social and legal responses of family violence. Social Institutions and social change* (pp. 191-209). New York: Aldene de Gruyter.
- Tutty, L. M., Bidgood, B. A., Rothery, M. A., & Bidgood, P. (2001). An evaluation of men's batterer treatment groups. *Research on Social Work Practice, 11*(6), 645-670.
- Waldo, M. (1988). Relationship enhancement counseling groups for wife abusers. *Journal of Mental Health Counseling, 10*(1), 37-45.

本文で引用されたその他の参考文献

- Adams, D. & McCormick, A. (1982). Men unlearning violence: A group approach based on the collective model. In M. Roy (Ed.), *The abusive partner: An analysis of domestic battering* (pp. 170-197). New York: Van Nostrand Reinhold.
- Babcock, J. C. & Taillade, J. (2000). Evaluating interventions for men who batter. In J. Vincent & E. Jouriles (Eds.), *Domestic violence: Guidelines for research-informed practice* (pp. 37-77). Philadelphia: Jessica Kingsley.
- Babcock, J. C., Green, C. E., & Robie, C. (2004). Does batterers' treatment work? A meta-analytic review of domestic violence treatment. *Clinical Psychology Review, 23*(8), 1023-1053.
- Berk, R., Campbell, A., Klap, R., & Western, B. (1992). The deterrent effect of arrest in incidents of domestic violence: A Bayesian analysis of four field experiments. *American Sociological Review, 57*(5), 698-708.
- Berk, R., Boruch, T., Chambers, F., Rossi, P., & Witte, S. (1985). Social policy experimentation: A position paper. *Evaluation Review, 9*(4), 387-429.
- Brisson, N. (1981). Battering husbands: A survey of abusive men. *Victimology, 6*, 338-344. Chalk, R. & King, P. (1998). *Violence in families: Assessing prevention and treatment programs*. Washington, DC: National Academy Press. Davis, R.

- & Taylor, B. (1999). Does batterer treatment reduce violence? *Women & Criminal Justice*, 10, 69-93.
- Davis, R., Maxwell, C., & Taylor, B. (2003). The Brooklyn Experiment. In S. Jackson, L. Feder, D. Forde, R. Davis, C. Maxwell & B. Taylor (Eds.), *Batterer intervention programs: Where do we go from here?* (pp. 15-21). Washington, DC: Department of Justice.
- Dutton, D. (1984). Interventions into the problem of wife assault: Therapeutic, policy and research implications. *Canadian Journal of Behavioral Science*, 16(4), 281-297.
- Dutton, D. (1988). Research advances in the study of wife assault: Etiology and prevention. *Law and Mental Health*, 4, 161-220.
- Dutton, D. & McGregor, B. (1991). The symbiosis of arrest and treatment for wife assault: The case for combined intervention. In M. Steinman (Ed.), *Woman battering: Policy responses* (pp. 131-154). Cincinnati, Ohio: Anderson Publishing Company.
- Eisikovits, Z. & Edleson, J. (1989). Intervening with men who batter: A critical review of the literature. *Social Service Review*, 63, 384-414.
- Edleson, J. & Brygger, M. (1995). Gender differences in reporting of battering incidences. In S. Stith & M. Straus (Eds.), *Understanding partner violence: Prevalence, causes, consequences and solutions*, (pp. 45-50). Minneapolis, MN: National Council of Family Relations.
- Farley, D. & Magill, J. (1988). An evaluation of a group program for men who batter. *Social Work With Groups*, 11(3), 53-65.
- Feazell, C., Mayers, R., & Deschner, J. (1984). Services for men who batter: Implications for programs and policies. *Family Relations*, 33, 217-223.
- Feder, L. (1997). Domestic violence and police response in a pro-arrest jurisdiction. *Women and Criminal Justice*, 8(4), 79-98.
- Ford, D. & Regoli, M. J. (1993). The criminal prosecution of wife assaulters. In Z. Hilton (Ed.), *Legal responses to wife assault: Current trends and evaluation* (pp. 127-164). Newbury Park, CA: Sage.
- Gondolf, E. (1987). Seeing through smoke and mirrors: A guide to batterer program evaluations. *Response*, 10, 16-19.
- Gondolf, E. (1987). Evaluating programs for men who batter: Problems and prospects. *Journal of Family Violence*, 2(1), 95-108.
- Gondolf, E. (1998). Do batterer programs work? A 15 month follow-up of multi-site evaluation. *Domestic Violence Report*, 3(5), 65-80.
- Goolkasian, G. (1986). *Confronting domestic violence: The role of criminal court judges*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- Hamberger, L. K. & Hastings, J. (1989). Counseling male spouse abusers: Characteristics of treatment completers and dropouts. *Violence and Victims*, 4(1), 275-286.
- Hamberger, L. K. & Hastings, J. (1993). Court-mandated treatment of men who assault their partner. In Z. Hilton (Ed.), *Legal Responses to Wife Assault: Current Trends and Evaluation* (pp. 188-229). Newbury Park, CA: Sage.
- Hasselblad, V. & Hedges, L. V. (1995). Meta-analysis of screening and diagnostic tests. *Psychological Bulletin*, 117, 167-178.
- Healey, K., Smith, C., & O'Sullivan, C. (1998). *Batterer intervention: Program approaches and criminal justice strategies*. Washington, DC: Department of Justice.
- Healey, K. & Smith, C. (1998). *Batterer programs: What criminal justice agencies need to know*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- Hilberman, E. (1980). Overview: The "wife-beater's wife" reconsidered. *American Journal of Psychiatry*, 137(11), 1336-1347.
- Hirschel, J. D. & Hutchinson, I. (1992). Female spouse abuse and the police response: The Charlotte, North Carolina Experiment. *Journal of Criminal Law and Criminology*, 83(1), 73-119.
- Hotaling, G. & Sugarman, D. (1986). An analysis of risk markers in husband to wife violence: The current state of knowledge. *Violence and Victims*, 1(2), 101-124.

- Jennings, J. (1987). History and issues in the treatment of battering men: A case for unstructured group therapy. *Journal of Family Violence*, 2(3), 193-213.
- Johnson, J. & Kanzler, D. (1993). Treating domestic violence: Evaluating the effectiveness of a domestic violence diversion program. *Studies in Symbolic Interaction*, 15, 271-289.
- Langan, P. & Innes, C. (1986). *Preventing domestic violence against women*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- McCord, J. (2003) Cures That Harm: Unanticipated Outcomes of Crime Prevention Programs. *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 587, 16-30.
- Miller, T., Cohen, M., & Wiersema, B. (1996). *Victim costs and consequences: A new look*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- Pence, E. (1983). The Duluth Domestic Abuse Intervention Project. *Hamline Law Review*, 6, 247-275.
- Pirog-Good, M. & Stets-Kealey, J. (1985). Male batterers and battering prevention programs: A national survey. *Response*, 8, 8-12.
- Rennison, C. R. & Welchans, S. (2000). *Intimate partner violence*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- Roberts, A. (1982). A national survey of services for batterers. In Maria Roy (Ed.), *The Abusive Partner: An Analysis of Domestic Battering* (pp. 230-243). New York: Van Nostrand Reinhold.
- Rosenfeld, B. (1992). Court-ordered treatment of spouse abuse. *Clinical Psychology Review*, 12, 205-226.
- Saunders, D. (1996). Interventions for men who batter: Do we know what works? *In Session: Psychotherapy in Practice*, 2(3), 81-93.
- Sherman, L. (1992). The influence of criminology on criminal law: Evaluating arrests for misdemeanor domestic violence. *Journal of Criminal Law and Criminology*, 83, 1-45.
- Snyder, D. & Scheer, N. (1981). Predicting disposition following brief residence at a shelter for battered women. *American Journal of Community Psychology*, 9, 559-566.
- Sonkin, D. J. (1988). The male batterer: Clinical and research issues. *Violence and Victims*, 3(1), 65-79.
- Straus, M. (1991). Conceptualization and measurement of battering: Implications for public policy. In M. Steinman (Ed.), *Woman Battering: Policy Responses* (pp. 19-47). Cincinnati, Ohio: Anderson.
- Straus, M., Hamby, S., Boney-McCoy, S., & Sugarman, D. (1996). The revised Conflict Tactics Scale (CTS2): Development and preliminary psychometric data. *Journal of Family Issues*, 17(3), 283-316.
- Sullivan, C., Rumpitz, M., Campbell, R., Eby, K., & Davidson, W. (1996). Retaining participants in longitudinal community research: A comprehensive protocol. *Journal of Applied Behavioral Science*, 32(3), 262-276.
- Taylor, B., Davis, R., & Maxwell, C. (2001). The effects of a group batterer treatment program: A randomized experiment in Brooklyn. *Justice Quarterly*, 18(1), 171-201.
- Tjaden, P. & Thoennes, N. (2000). Prevalence and consequences of male-to-female and female-to-male intimate partner violence as measured by the National Violence Against Women Survey. *Violence Against Women*, 6(2), 142-161.
- Tolman, R. & Bennett, L. (1990). A review of quantitative research on men who batter. *Journal of Interpersonal Violence*, 5, 87-118.
- Tolman, R. & Edleson, J. (1995). Intervention for men who batter: A review of research. In S. Stith & M. Straus (Eds.), *Understanding partner violence: Prevalence, causes, consequences and solutions* (pp. 262-273). Minneapolis, MN: National Council on Family Relations.
- Weisburd, D., Lum, C., & Petrosino, A. (2001). Does research design affect study outcomes in criminal justice? *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 578, 50-70.
- Widom, C. S. (1992). *The cycle of violence*. Washington, DC: US Department of Justice.
- Zorza, J. (2003). New research: Broward County Experiment shows no benefit from batterer intervention programs. *Domestic Violence Report*, 8, 23-25.

表

表1 著者とデザインタイプ別の詳細

デザインタイプ別の著者	処遇群のタイプ	処遇のセッション数/週数	比較群のタイプ	サンプルのタイプ
ランダム化				
Davis et al.—8週間プログラムの著者	心理教育的	16/8	保護観察と40時間の社会奉仕活動	有罪宣告を受けた加害者—判事、検事、弁護人による処遇への同意を必須とする
Davis et al.—26週間プログラムの著者	心理教育的	26/26	同上	同上
Dunford—男性グループ	認知行動的	32/52	処遇なし	海軍サンプル、ドメスティック・バイオレンス事件が立証され、プログラムに委託
Dunford—合同療法	認知行動的	32/52	処遇なし	同上
Dunford—厳格な監視		12/52	処遇なし	同上
Feder & Forde	認知行動的/心理教育的	26/26	保護観察	全員が有罪宣告を受けた加害者
Palmer et al.	心理教育的	10/10	保護観察	有罪宣告を受けた加害者—どのようにサンプルが抽出されたかは不明

準実験—処遇なしと比較

Chen et al.	認知行動的／心理 教育的	8セッション	委託されなかつた、有罪宣告を受けた加害者	有罪宣告を受け処遇プログラムに委託された加害者一どのようにサンプルを抽出したかは不明
Gordon & Moriarty—処 遇命令 対 命令なし	心理教育的	22/22	保護観察	全員が有罪宣告を受けた加害者
Harrell	認知行動的	10/10	保護観察	全員が、有罪宣告を受けたか、あるいは、起訴猶予された加害者
Syers & Edleson	心理教育的		カウンセリング命令を受けなかった加害者	全員が警察と接触したことがある加害者で、12ヶ月の追跡ができた者

準実験—脱落者と比較

Dutton	認知行動的	16/16	処遇脱落者、不参加者、不適格者	有罪宣告を受けた加害者一どのようにサンプルを抽出したかは不明
Jones & Gordon	認知行動的	20/20	処遇脱落者	4つの処遇プログラムに参加している加害者。内訳は、裁判所命令 79%、自主的参加 21%
Gordon & Moriarty—修 了者対脱落者	心理教育的	22/22	処遇脱落者	全員が有罪宣告を受けた加害者

注： 単一の研究において、明確に区別できる、処遇—比較の対照は、別々に表記した。

表 2

デザインの種類別の、ドメスティック・バイオレンスの公式尺度と被害者報告による尺度ごとの、ランダム効果平均エフェクトサイズ (d) と、関連する統計量

デザインの種類別のアウトカム	95%信頼区間			k ^a	Q	τ^2
	平均 d	下側 d	上側 d			
公式尺度						
実験(ランダム化)	0.26*	0.03	0.50	7	8.19	.0256
準実験(非ランダム化)						
処遇なしと比較	-0.07	-0.45	0.31	4	12.00*	.1091
処遇脱落群と比較 ^b	0.97*	0.12	1.82	3	12.00*	.4595
被害者報告尺度						
実験(ランダム化)	0.01	-0.11	0.13	6	1.84	.0000
準実験(処遇なしと比較) ^c	-0.01	-0.50	0.27	1		
合計	-0.00	-0.12	0.11	7	2.18	.0000

* $p \leq .05$

a. エフェクトサイズの数

b. 固定効果平均エフェクトサイズはさらに小さい(平均値 $d=0.49$ 、95%信頼区間[0.27, 0.71])。実質的には、小さな値ではあるが、これでもなお、この文脈においては大きな効果を表しており、同様の実質的な結論を導く。

c. 固定効果

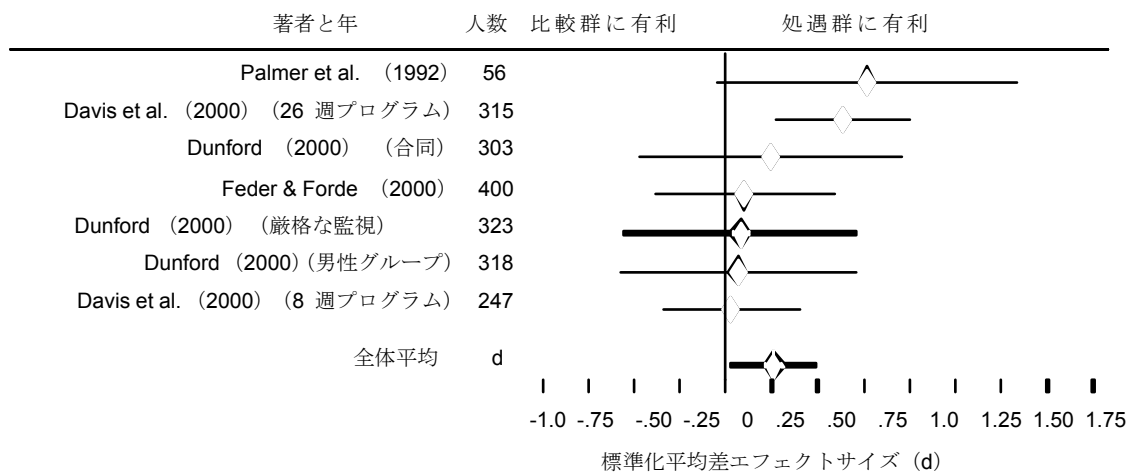


図 1 : 実験(ランダム化) 研究による公式尺度の、エフェクトサイズ(d) と 95%信頼区間

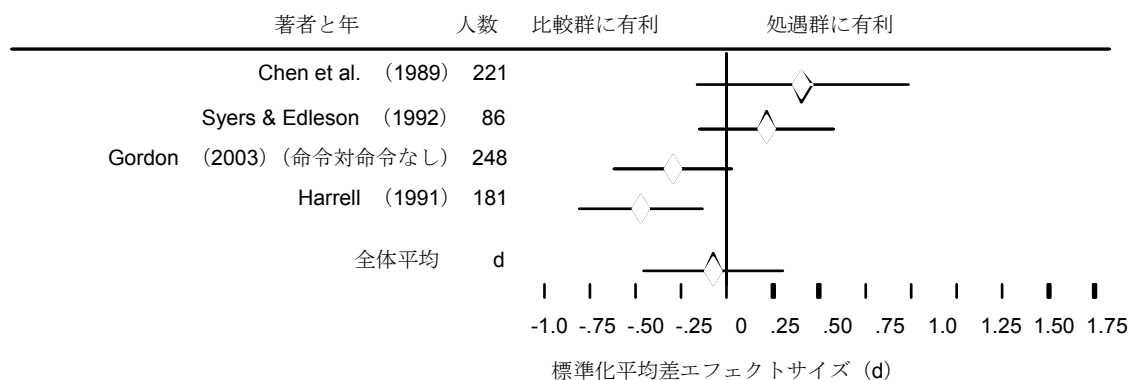


図 2 : 処遇なしを比較群とする準実験(非ランダム化) 研究による公式尺度の、エフェクトサイズ(d) と 95%信頼区間

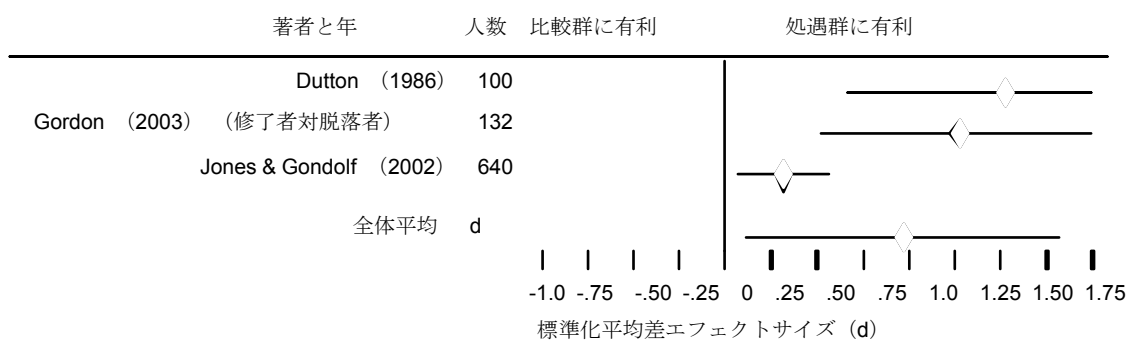


図3: 処遇脱落者を比較群とする準実験(非ランダム化) 研究による公式尺度の、エフェクトサイズ(d) の95%信頼区間

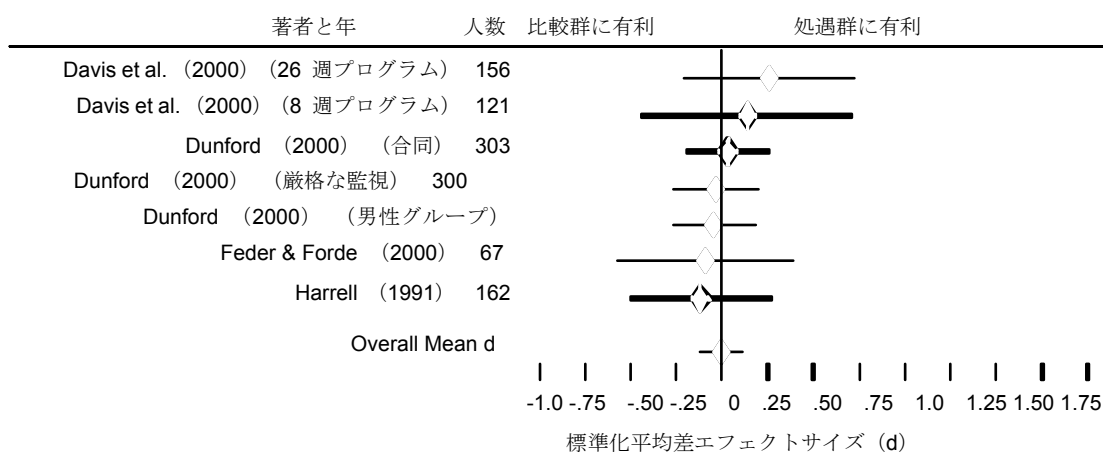


図4: 処遇なしを比較群とする、実験研究・準実験研究による被害者報告尺度の、エフェクトサイズ(d) と95%信頼区間

別添 1：調査されたデータベースとウェブサイト

出版物

PsycINFO (Using OVID)

PsycINFO は、心理学と、医学、精神医学、看護学、社会学、教育学、薬学、物理学、心理学、生理学、言語学などの関連領域の専門的・学術的文献をカバーする。範囲は、1889 年から現在。

ERIC (Using OVID)

ERIC は、教育学分野の論文と文書を索引づけし、RIE (Resources in Education) と CIJE (Current Index to Journals in Education) の情報を含む。範囲は、1966 から現在。

MEDLINE (Using OVID)

MEDLINE は、医学とヘルスケアに関連する限りにおいて、ヘルスに関連する領域と生物科学・物理科学、人文科学、情報科学を含む、生物医学の国際文献をカバーする。範囲は、1965 年から現在。

Sociological Abstracts (Using OVID)

Sociological Abstracts は、社会学及び、社会科学・行動科学の関連領域の学術的・専門的文献をカバーする。データベースは、国際的に選ばれた、2600 誌以上の学術誌及びその他の定期刊行物に加え、会議論文、書籍、学位論文から情報を抽出する。1974 年以降に発表された、雑誌文献の引用は要旨を含む。範囲は、1963 年から現在。

Social Science Citation Index

人類学、犯罪学、経済学、法学、地理学、政策研究、心理学、社会学、ソーシャルワーク、都市研究の分野における 520 誌の、英語の定期刊行物からの引用を提供する。カバーしている雑誌は、これらの領域の主要刊行物を含む。範囲は、1983 年から現在。

Lexis Nexis Academic Universe

ローカル紙、全国紙、国際紙などの新聞、雑誌、通信社、ビジネス刊行物 (貿易雑誌、企業年報、税源)、法律資料 (法律評論、判例、弁論趣意書、連邦法・州法)、政府文書、医学情報 (医学雑誌)、参考情報源 (要覧、人名録) などのさまざまな情報源の全文を提供する。

Social Work Abstracts

全国ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers) が発行する Social Work Abstracts は、Social Work Abstracts と Register of Clinical Social Workers へのアクセスを提供する。このデータベースは、理論と実践、サービス分野、社会的争点、社会問題など、すべてのソーシャルワークの分野のほぼ 450 の雑誌を、索引づけし要約して提供する。Register of Clinical Social Workers は、アメリカ合衆国の臨床ソーシャルワーカーの一覧である。範囲は、1977 年から現在。

Criminal Justice Abstracts

Criminal Justice Abstracts は、犯罪学及び関連分野の、国際雑誌、書籍、報告書、学位論文、未公表論文を提供する。ラトガース大学の刑事司法文庫と協力し、犯罪動向、犯罪予防及び抑止、少年非行、少年司法、警察、裁判所、刑罰および判決をカバーする。範囲は、1968 年から現在。

非出版物

Dissertation Abstracts International

このデータベースは、1861 年に受理されたアメリカ合衆国初の学位論文から、直前の学期に受理された学位論文までの引用情報を含む。1980 年以降のものは、著者によって書かれた 350 字の要旨を含む。1988 年以降の修士論文は 150 字の要旨を含む。このデータベースは、1000 校を超えるアメリカの大学院とヨーロッパの大学の著者の業績をカバーしている。範囲は、1861 年から現在。

政府による出版物

GPO Monthly Catalog (MOCAT)

アメリカ連邦政府刊行物月例目録 (Monthly Catalog of United States Government Publications (MOCAT)) は、連邦寄託図書館プログラム (Federal Depository Library Program) から入手可能な情報の大半を含み、政府出版局連邦文書アクセス連邦所在サービス (GPO Access Federal Locator services) の一部としてオンラインサーチができる。範囲は、1994 年から日々更新。

National Criminal Justice Research Service

National Criminal Justice Reference Service Abstracts Database は、連邦司法研究所 (National Institute of Justice) のサービスの一つである NCJRS が、少年司法非行防止局 (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention)、犯罪被害者局 (Office for Victims of Crime)、司法統計局 (Bureau of Justice Statistics)、法律扶助局 (Bureau of Justice Assistance)、司法省司法プログラム局 (Office of Justice Programs) 全体、国家薬物統制政策局 (Office of National Drug Control Policy) とともに制作している。このデータベースは、連邦、州、地方政府の報告書、書籍、研究報告、雑誌論文、未公表研究など、刑事司法に関する 150,000 件以上の刊行物の要約を含む。分野には、矯正、裁判所、薬物と犯罪、法執行、少年司法、犯罪統計、犯罪被害者を含む。範囲は、1970 年代初めから現在。

UK National Health Service NRR (National Research Register)

<http://www.update-software.com/nrr/CLIBINET.EXE?A=1&U=1001&P=10001>

現存の参考文献一覧

Babcock & La Taillade 1999

Babcock, J.C. & La Taillade, J.J. Research on treatment of men who batter: A synthesis of the outcome of literature and recommendations. *Domestic Violence: Guidelines for Research-Informed Practice*. Philadelphia, PA: Jessica Kingsley Publishers, 1999.

Davis & Taylor 1999

Davis, R. & Taylor, B. (1999). Does batterer treatment reduce violence? A synthesis of the literature. *Women & Criminal Justice*, 10(2), pp. 69-93.

Babcock, Green & Robie 2003

Babcock, Julia, Green, Charles and Robie, Chet. (2003). Does batterer treatment work? A meta-analytic review of domestic violence treatment. *Clinical Psychology Review*, 23, 1023-1053.

Social, Psychological, Criminological and Educational Trials Register (SPECTR)

<http://www.aic.gov.au/campbellcj/studies.html>

PsiTri database of randomized and controlled trials in mental health

<http://www.terkko.helsinki.fi/eu-psi/psitri.htm>

別添2：コード化プロトコル(2004年2月17日改訂)

研究レベルコード記入票

それぞれの研究ごとに1枚ずつ研究レベルコード記入票を使用すること。

識別情報：

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 研究(文書) 識別子 | StudyID _____ |
| 2. 相互参照文書識別子 | CrossRef1 _____ |
| 3. 相互参照文書識別子 | CrossRef2 _____ |
| 4. 相互参照文書識別子 | CrossRef3 _____ |
| 5. コード化した者のイニシャル | SCoder _____ |
| 6. コード化した日付 | SDate ____ - ____ - ____ |

研究に関する概要情報：

- | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---------------|------------|----------------|--------------|----------------------|--|--|
| 7. 著者 | 著者名 _____ | | | | | | | | |
| 8. 助成元 (NIJ など) | 助成元 _____ | | | | | | | | |
| 9. 研究の地理的位置 | SLocal _____ | | | | | | | | |
| 10. 参加者が研究に登録された期間 (できればサンプルが抽出された期間) | 開始日 ____ - ____ - ____
終了日 ____ - ____ - ____ | | | | | | | | |
| 11. 公表形態 | PubType _____ | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>1. 書籍</td> <td>2. 書籍の章</td> </tr> <tr> <td>3. 学術誌 (査読付き)</td> <td>4. 連邦政府報告書</td> </tr> <tr> <td>5. 州政府/地方政府報告書</td> <td>6. 学位論文/卒業論文</td> </tr> <tr> <td>7. 未公表(専門的な報告書、会議論文)</td> <td></td> </tr> </table> | 1. 書籍 | 2. 書籍の章 | 3. 学術誌 (査読付き) | 4. 連邦政府報告書 | 5. 州政府/地方政府報告書 | 6. 学位論文/卒業論文 | 7. 未公表(専門的な報告書、会議論文) | | |
| 1. 書籍 | 2. 書籍の章 | | | | | | | | |
| 3. 学術誌 (査読付き) | 4. 連邦政府報告書 | | | | | | | | |
| 5. 州政府/地方政府報告書 | 6. 学位論文/卒業論文 | | | | | | | | |
| 7. 未公表(専門的な報告書、会議論文) | | | | | | | | | |
| 12. 処遇群の数 | TxGrps _____ | | | | | | | | |
| 13. コントロール群の数 | CgGrps _____ | | | | | | | | |
| 14. 同一のコントロール群が異なる対照に用いられているか | | | | | | | | | |

(1 = はい、2 = いいえ、8 = 該当なし)

SameGrps _____

処遇－比較レベルコード記入票

研究におけるそれぞれの処遇－比較ごとに、1枚ずつ本票を使用する。例えば、もし3つの処遇条件を用いた研究で、それぞれが、単一のコントロール条件と比較されているなら、それぞれの処遇条件を単一のコントロール条件と比較して、情報を別々にコード化するので、本票は3枚となる。それぞれの処遇－比較ごとに、「1、2、3…」のような、別々の、処遇－比較識別子(TxID)を与える。

識別情報

15. 研究(文書) 識別子 StudyID _____

16. 処遇－比較識別子 TxID _____

この処遇のラベル _____

17. コード化した者のイニシャル SCoder _____

処遇の性質

18. 処遇プログラムのタイプ (該当するすべてにコードを記入する。1 = はい、2 = いいえ、9 = 不明)

- | | |
|---------------------|---------------|
| (a) 認知行動的 | TxType1 _____ |
| (b) 心理教育的(デュルースも含む) | TxType2 _____ |
| (c) フェミニスト | TxType3 _____ |
| (d) 個人カウンセリング | TxType4 _____ |
| (e) 夫婦カウンセリング | TxType5 _____ |
| (f) 厳格な監視 | TxType6 _____ |
| (g) その他 | TxType9 _____ |

19. 研究以前に、処遇は地域で行われていたか
(1 = はい、2 = いいえ、9 = 不明) TxExist _____

20. 処遇の形式 (1 = はい、2 = いいえ、9 = 不明)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. グループ(男性のみ) | TxFrmat1 _____ |
| 2. 合同グループ | TxFrmat2 _____ |
| 3. 個人(加害者) | TxFrmat3 _____ |
| 4. 個人(被害者) | TxFrmat4 _____ |
| 5. 合同(カップル) 個別 | TxFrmat5 _____ |
| 6. その他 _____ | TxFrmat8 _____ |

21. 処遇群は、同時に保護観察中であったか
(1 = はい、2 = いいえ、9 = 不明) TxProb _____

22. 平均的な保護観察の長さは何週であったか
(一か月は4.3週とする。88=非該当、99=欠損) TxProbLn _____
23. 加害者はどの程度自主的に参加していたか TxVolun _____
1. 自主的参加なし(裁判所命令)
 2. 加害者からの同意を得た後の裁判所命令
 3. 完全な自主参加
 4. 裁判所命令の者と自主参加の者が混在
 5. 不明
24. 上記が4. の場合、裁判所命令の比率を具体的に(該当なしなら88) TxMand _____
25. 処遇プログラムの継続期間は何週か(不明なら99) TxWeeks _____
26. 処遇セッションの数(不明なら99、該当なしなら88) TxNum _____
27. セッション参加者の平均人数(不明なら99、該当なしなら88) TxAttend _____
28. 処遇セッションの一回当たりの長さ(時間)(不明なら99、該当なしなら88) TxHours1 _____
29. 処遇の合計時間(不明なら99、該当なしなら88) TxHours2 _____
30. 処遇に従わない者に対する制裁措置 TxSanc _____
1. あり、一般的
 2. あり、散発的
 3. いいえ
 4. 不記載
31. 処遇を成功裡に修了したと考えられるセッション数
(不明なら99、該当なしなら88) TxNumSuc _____
32. 研究者の定義による、プログラムを終了したサンプルの比率(欠損なら999) TxCompl _____
33. 処遇プロトコルが遵守されたというエビデンス(例えば、対象者による遵守とは、別物としての、処遇提供のフィデリティ。処遇提供者は処遇モデルに忠実であったか。認証など、なんらかのフィデリティに関するエビデンス) TxFidel _____
1. あり、処遇のフィデリティのエビデンス
 2. 処遇モデルからのなんらかのずれを示すエビデンス
 3. 処遇モデルからの深刻なずれを示すエビデンス
 4. 処遇のフィデリティに関する記述なし

コントロール条件の特質

34. 比較群に含まれていた人々 CgVol _____

1. 自主的な、処遇またはプログラム希望者のみ
2. 逮捕された個人
3. 上記の混合

35. 比較群が受けたもの(1=はい、2=いいえ、9=いずれについても不明)

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1. 処遇、プログラムともになし | CgType1 _____ |
| 2. 保護観察 | CgType2 _____ |
| 3. ジェイルまたは刑務所 | CgType3 _____ |
| 4. 社会奉仕 | CgType4 _____ |
| 5. 多少の処遇あるいは処遇なし(例えば、処遇不参加者や脱落者) | CgType5 _____ |
| 6. その他 | CgType6 _____ |
| 7. 不明 | CgType7 _____ |

36. 比較群プログラムの期間(週数、99=欠損) CgWeeks _____

37. コントロール群への調査報酬(1=はい、2=いいえ、9=不記載) CgComp _____

方法論的な厳密さ

38. 被験者はどのように条件割付けをされたか TxRandom _____

1. ランダム(単純)
2. ランダム(マッチング化されたペア)
3. 準ランダム(交互割付け、ケースブロックの交互割付け)
4. その他 _____

39. 割付けを誤った比率(ランダム割付プロトコルに違反したケースの比率)(欠損なら 999、該当なしなら 888)

- | | |
|-----------------|----------------|
| (a) 処遇からコントロールへ | TxMsRte1 _____ |
| (b) コントロールから処遇へ | TxMsRte2 _____ |
| (c) 合計 | TxMsRte3 _____ |

40. 研究者は、ランダム割付けに対する違反にどのように対処したか TxAnalyz _____

1. 割付けどおりに分析した
2. 処遇されたとおりに分析した
3. 上記1. 2. の両方(1についてののみ、エフェクトサイズをコード化)
4. ケースを除去した
8. 該当なし
9. 不記載

41. 準実験デザインの種類(比較群の性質) CgNature _____

01. 歴史的な比較群
02. 判事または検事が、裁判所による処遇命令ではなく、代替的制裁を与えた
(具体的に: _____)

- 03. 比較群としての処遇不参加者と脱落者
- 04. 裁判所命令によるプログラムのない、ほかの管轄から得られた、要件を満たすドメスティック・バイオレンス加害者
- 05. マッチングサンプルによる比較群(裁判所命令群と類似した背景特徴を備えた群を得るためにデザインされた方法で、多数の中から得られた、裁判所命令を受けていないドメスティック・バイオレンス加害者のサンプル)
- 06. 送致されたものの処遇に受け入れられなかったドメスティック・バイオレンス加害者
- 07. 逮捕されていないドメスティック・バイオレンス加害者(例えば、サイアーズとエーデルソン (Syers and Edelson) の研究)
- 08. その他
- 88. 該当なし(実験デザイン)
- 99. 不記載

42. 誰が比較のための実験群に含まれたか TxCg _____

- 1. 処遇に割り付けられたすべての個人(不適格者、不参加者、脱落者を含む)
- 2. 処遇に割り付けられたすべての個人(不適格者拒否者を除く)
- 3. 処遇の指定された量を修了した者のみ
- 4. すべての処遇を修了した者のみ
- 8. その他

43. 研究者はベースラインの差のテスト(事前テスト)を行ったか TxDiff1 _____
(1=はい、0=いいえ)

44. 上記が「はい」の場合、事前テストでの差の性質は TxDiff2 _____

- 1. $n > 100$ で、有意差はない
- 2. $n < 100$ で、実質的な差、もしくは有意差はない
- 3. 犯罪に関連しているとは思われない変数についての、重要でない差
- 4. 主要または重要な差
- 8. 該当なし

45. ベースライン(事前テスト)の差をその結果をどの方向へのバイアスと判断するか TxBias _____

- 1. 正のバイアス(処遇効果は実際よりも大きい可能性がある)
- 2. 負のバイアス(処遇効果は実際よりも小さい可能性がある)
- 3. バイアス無し(差はない、または効果をもたない変数についての差)
- 4. 判断不能(不確実な効果を持つ差)
- 8. 該当なし(43. への回答なし)
- 9. 不明

46. ベースラインにおける差異について、処遇効果の分析の統計的調整(ベースラインや背景特徴を含めた、ロジスティック回帰や ANCOVA 等) (1=はい、0=いいえ、9=不明) StatCtrl _____

47. 実験的デザインでない場合、マッチングを使用したか MtchCntl _____
(1=はい、0=いいえ、8=該当なし、9=不明)

48. 処遇効果の推定において、以下のベースライン又は背景特徴のうちどれが、マッチングまたは統計的に

統制されたか(1=はい、0=いいえ、9=不明)

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 年齢 | Cov01 _____ |
| 2. 人種/民族 | Cov02 _____ |
| 3. 雇用状況 | Cov03 _____ |
| 4. 収入 | Cov04 _____ |
| 5. これまでのドメスティック・バイオレンス歴 | Cov05 _____ |
| 6. これまでの暴力歴(一般またはドメスティック・バイオレンス以外) | Cov06 _____ |
| 7. これまでの非暴力犯罪歴 | Cov07 _____ |
| 8. 現在の犯罪の深刻さ | Cov08 _____ |
| 9. 教育 | Cov09 _____ |
| 10. 婚姻状態 | Cov10 _____ |
| 11. アルコール使用または薬物使用 | Cov11 _____ |
| 12. 心理社会的または人格変数(例えば、MMPI、自尊感情) | Cov12 _____ |
| 88. その他 _____ | Cov88 _____ |

サンプルの性質

注：これらの質問は、この処遇-比較対照のための、処遇条件およびコントロール条件の両方に含まれている対象者のサンプルの性質についての質問である。複数の処遇-比較条件があって、データが研究全体について示されている場合には、全体のデータを用いる。

- | | |
|--|-----------------|
| 49. この処遇-比較の合計サンプルサイズ(研究の開始時点) (欠損=9999) | STotN _____ |
| 50. 処遇サンプルのサイズ(研究の開始時点) (欠損=9999) | STxN _____ |
| 51. 対象サンプルのサイズ(研究の開始時点) (欠損=9999) | SCgN _____ |
| 52. サンプルの性質(1=はい、0=いいえ、9=不記載) | |
| (a) 非自主的(裁判所命令) | SCtRef _____ |
| (b) 軽罪の被告人/加害者 | SMisdem _____ |
| (c) 軽罪と重罪の被告人/加害者 | SMisFel _____ |
| (d) 自主的 | SVol _____ |
| (e) その他 _____ | SOther _____ |
| 53. 処遇サンプルの処分(1=はい、0=いいえ、9=不記載) | |
| (a) 有罪宣告後 | TPostC _____ |
| (b) 条件付釈放 | TCDisch _____ |
| (c) 審理前のダイバージョン(棄却を考慮するに当たっての休止) | TPrtial _____ |
| (d) 軍隊による処分 | TMilitary _____ |
| (e) その他 | TSothet _____ |
| 54. コントロール・サンプルの処分(1=はい、0=いいえ、9=不記載) | |
| (a) 有罪宣告後 | CPostC _____ |
| (b) 条件付釈放 | CCDisch _____ |

- (c) 審理前のダイバージョン(棄却を考慮するに当たっての休止) CPrtial _____
 (d) 軍隊による処分 CMilitary _____
 (e) その他 CSOther _____

55. 処遇群及び比較群のサンプルの人口属性

- (a) 平均年齢(欠損なら 99) SMAge _____
 (b) 平均教育レベル(欠損なら 99) SMEduc _____
 (c) 婚姻率(欠損なら 999) SPerM _____
 (d) アフリカ系アメリカ人率(欠損なら 999) SPerAA _____
 (e) ヒスパニック率(欠損なら 999) SPerHisp _____
 (f) 被雇用者率(欠損なら 999) SPerEmp _____
 (g) 逮捕歴率(欠損なら 999) SPriorA _____

56. その暴力は(有罪宣告など) なんらかの形で立証されたか
 (2=はい、1=一部については、0=いいえ、9=不記載) SVerify _____

57. そのサンプルは(異性愛のパートナーのみを用いる以外に) 何らかの制限があるか
 (1=はい、0=いいえ、9=不記載) SRstrct _____

58. 「はい」の場合は制限の性質を記入(コード 1=はい、0=いいえ、8=該当なし、9=いずれも欠損)

- (a) 年齢 SRtrct01 _____
 (b) 言語 SRtrct02 _____
 (c) 地理的地域 SRtrct03 _____
 (d) アルコール依存・濫用、薬物依存・乱用 SRtrct04 _____
 (e) 精神疾患 SRtrct05 _____
 (f) 犯罪 SRtrct06 _____
 (g) 被告人の同意が必要 SRtrct07 _____
 (h) 被害者の同意が必要 SRtrct08 _____
 (i) 判事の同意が必要 SRtrct09 _____
 (j) 検事の同意が必要 SRtrct10 _____
 (k) 被告側弁護人の同意が必要 SRtrct11 _____
 (l) その他 SRtrct88 _____

59. サンプルにおける上記の制限の結果、サンプルが、ドメスティック・バイオレンス加害者の一般集団よりも、処遇に対して、前向きに反応する可能性が高いか(すなわち、動機付けが低いなど、処遇しにくい加害者を除去することによって、「上質の」サンプルになっているのではないか)
 (1=はい、0=いいえ、8=該当なし、9=不記載) Scream _____

60. この管轄区域のドメスティック・バイオレンス加害者の何パーセントが、サンプルなのか(不記載なら 999)
 SProp _____

その他

61. 研究は処遇への参加(用量) と再犯との関係を分析しているか
 (1=はい、2=いいえ) DoseRel _____

62. 61 (訳注 原文は 54 となっているが誤植) が「はい」の場合、観察された関連の性質を具体的に
DoseEff _____

1. 負(出席が多いほど、再犯が少ない)、統計的に有意
2. 負、統計的に非有意
3. 正(出席が多いほど、再犯が多い)、統計的に有意
4. 正、統計的に非有意
5. 統計的に非有意、方向の報告はない
6. 統計的に非有意、相関は「0」に等しい
8. 該当なし(すなわち、61.での答えが「いいえ」)

アウトカム(従属変数) レベルコード記入票

それについて、エフェクトサイズをコード化する、従属変数(アウトカム) ごとに、従属変数の情報をコード化して以下に記入する。なお、測定時点は、エフェクトサイズレベルコード票に記入する。つまり、複数の時点(例えば、6ヶ月、12ヶ月、そして24ヶ月の再逮捕)で測定されたアウトカムであっても、この記入票を一度だけ使用してコード化する。

識別情報

63. 研究(文書) 識別者 StudyID _____
64. 依存測定識別者 DVID _____
65. コード化した者のイニシャル SCoder _____
66. コード化した日付 SDate ____ - ____ - ____

従属変数情報

67. ラベル _____
68. 情報源 DVSource _____
1. 公式報告(警察報告等)
 2. 被害者報告
 3. 加害者による自己申告
 4. 被害者報告と、加害者による自己申告
 5. 被害者報告と公式報告
 6. 被害者報告と加害者による自己申告、公式報告
 7. その他 _____
69. その変数が測定しているのは何か DVCnstrt _____
1. ドメスティック・バイオレンス/パートナー・バイオレンス(研究への参加に至った最初の犯罪と同じパートナー)

2. ドメスティック・バイオレンス／パートナー・バイオレンス(同じもしくは別のパートナー)
3. ドメスティック・バイオレンス／パートナー・バイオレンスを除いた暴力犯罪
4. ドメスティック・バイオレンス／パートナー・バイオレンス及びそれ以外の暴力犯罪(すなわち、何らかの対人犯罪)
5. 薬物関連犯罪
6. 財産犯罪
7. 何らかの保護観察の違反(上記 1. -5. に限定しない)
8. あらゆるタイプの犯罪(遵守事項違反を除く)
9. あらゆるタイプの犯罪(遵守事項違反を含む)
10. その他の行動 _____
11. その他の非行動(態度) _____

70. アウトカムが遵守事項違反を含む場合、処遇に従わないことは、実験条件の対象者にとって、遵守事項違反か (1=はい、0=いいえ、8=該当なし、9=不明) DVViolate _____

71. 公式報告尺度について、指標の性質を記入(以下のそれぞれのカテゴリについて、1=はい、0=いいえ、8=該当なし、9=不明)

- | | |
|---|---------------|
| 1. 公式の届出(結果として逮捕されたかどうかに関わらず、警察や保護観察官、判事への通報) | DVType1 _____ |
| 2. 逮捕 | DVType2 _____ |
| 3. 有罪宣告 | DVType3 _____ |
| 4. その他 _____ | DVType4 _____ |

72. 測定レベル DVLOM _____

1. 二値指標
2. 頻度の計測
3. 合成尺度(ほぼ連続的)
4. その他 _____

エフェクトサイズレベルコード記入票

要件を満たすそれぞれのエフェクトサイズを別々に、本票にコーディングする

識別情報

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 73. 研究(文書) 識別子 | StudyID _____ |
| 74. 処遇-比較識別子 | ESID _____ |
| 75. アウトカム(従属変数) 識別子 | ESID _____ |
| 76. エフェクトサイズ識別子 | ESID _____ |
| 77. コード化した者のイニシャル | ECoder _____ |
| 78. コード化した日付 | ESDate ____ - ____ - ____ |

エフェクトサイズに関連する情報

79. 条件への割付から測定時点までの月数(注 これは、個人が研究に関わり始めた時点から、このエフェクトサイズの測定時点までの合計時間を表す。条件の割付け後 12 ヶ月後の再犯指標の場合は「12」とコード化する。処遇の終わりから 12 ヶ月後であれば「12」に処遇期間を加えてコード化する。入手可能な情報がない場合は 99、該当なしは 88 と記録する)

- | | |
|----------------------|----------------|
| (a) すべての対象者について同じ | TimeMon1 _____ |
| (b) 平均(対象者によって異なる場合) | TimeMon2 _____ |
| (c) 最小(対象者によって異なる場合) | TimeMon3 _____ |
| (b) 最大(対象者によって異なる場合) | TimeMon4 _____ |

80. 月数を尺度として表した時間枠(注 これは測定のための時間枠を表す。例えば、逮捕データを 12 ヶ月間について調査した場合には、「12」と記録する。同様に、調査質問が過去 30 日間の暴力について尋ねた場合には、「1」と記録する。)

- | | |
|----------------------|---------------|
| (a) すべての対象者について同じ | EsTime1 _____ |
| (b) 平均(対象者によって異なる場合) | EsTime2 _____ |
| (c) 最小(対象者によって異なる場合) | EsTime3 _____ |
| (b) 最大(対象者によって異なる場合) | EsTime4 _____ |

81. 時間枠の始点はいつか StrtTime _____

1. 逮捕
2. 有罪宣告または判決
3. 条件への割付
4. 有罪宣告または判決または条件への割付
5. 処遇群の処遇の終わり
6. 対象者個々人の処遇の終わり
8. その他 _____
9. 不明

82. 効果の方向(注 その効果の方向を記入。欠損のままにしないこと、でないと、このエフェクトサイズを利用できない) ESDirect _____

1. 実験(処遇) 条件に有利な効果
2. コントロール条件に有利な効果
3. どちらの条件にも有利でない効果(差がない。エフェクトサイズ=0)
4. 不明

エフェクトサイズのデーターすべてのエフェクトサイズ

- | | |
|---------------------|--------------|
| 83. 処遇群のサンプルサイズ | ES_TxN _____ |
| 84. コントロール群のサンプルサイズ | ES_CgN _____ |

エフェクトサイズのデーター継続タイプの尺度

85. 処遇群の平均 ES_TxM _____
86. コントロール群の平均 ES_CgM _____
87. 上記の平均は調整されているか(例えば、ANCOVA)
(1=はい、0=いいえ) ES_MAdj _____
88. 処遇群の標準偏差 ES_TxSD _____
89. コントロール群の標準偏差 ES_CgSD _____
90. 処遇群の標準誤差 ES_TxSE _____
91. コントロール群の標準誤差 ES_CgSE _____
92. 独立した t 検定による t 値、または、自由度 1 (二群のみ) を分子に持つ一元配置分散分析からの F 値
の平方根 ES_t _____

エフェクトサイズのデーター二値尺度

93. 処遇群；失敗者(再犯者) の数 ES_TxNf _____
94. 比較群；失敗者(再犯者) の数 ES_CgNf _____
95. 処遇群；保護観察失敗者の比率 ES_TxPf _____
96. 比較群；保護観察失敗者の比率 ES_CgPf _____
97. 上記の比率は事前テスト変数について調整されているか
(1=はい、0=いいえ) ES_PAdj _____
98. 対数オッズ比 ES_LgOdd _____
99. 対数オッズ比の標準誤差 ES_SELgO _____
100. 対数オッズ比は調整されているか(例えば、他の独立変数を用いたロジスティック回帰分析)
(1=はい、0=いいえ) ES_OAdj _____
101. 自由度 1 のカイ二乗値(2 × 2 分割表) ES_ChiSq _____
102. 相関係数(phi) ES_RPhi _____

エフェクトサイズのデーター手計算

103. 手計算による d タイプのエフェクトサイズ ES_Hand1 _____
104. 手計算による d タイプのエフェクトサイズの標準誤差 ES_Hand2 _____